

自己評価書

平成26年6月

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

目 次

基準ごとの自己評価

基準1	学部・研究科の目的	1
基準2	教育研究組織	3
基準3	教員及び教育支援者	7
基準4	学生の受入	12
基準5	教育内容及び方法	18
基準6	学習成果	41
基準7	施設・設備及び学生支援	46
基準8	教育の内部質保証システム	61
基準9	学部・研究科の管理運営	67
基準10	教育情報等の公表	79

基準ごとの自己評価

基準 1 学部・研究科の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 学部の目的が、学部規程等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

該当しない

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点 1-1-②： 研究科の目的が、研究科規程等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

1 本研究科は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」(法科大学院の設置基準等について(答申))の資質を備えた法曹を養成することを基本理念とする。司法試験及び司法修習と有機的に連携した「プロセス」としての法曹養成の中核的な教育機関として、公平性、開放性、多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることに特に留意しつつ、理論と実務を架橋する教育を行う。

本研究科はかかる法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力等を基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標とする。さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

2 これらの教育の理念及び目標は、教職員及び学生に周知され、かつ、広く社会に公表されており、以下の方策により、その達成が図られている。

(1) 入学者選抜において公平性及び開放性を確保し、多様な知識又は経験を有する者を入学させている。それとともに、本研究科の理念及び目標に沿ったアドミッション・ポリシーに従って入学者選抜を実施し、資質の高い豊かな感性を持つ者を入学させている。

(2) 法曹養成の基本理念に則り多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成すべく、体系的・段階的なカリキュラムにより理論的かつ実践的な教育を行っている。

法学未修者は、主に1年次において基礎科目群及び基礎演習科目群科目の履修により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。2年次と3年次において、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群科目並びに実務基礎科目群科目の履修により、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群科目の履修により、多様な知識・視野や洞察力を養う。法学既修者は、法学未修者の2・3年次履修科目とほぼ同じ科目を履修する。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す意志とそれに必要な能力は、すべての教育を通じて育てるよう留意し、法曹が持つべき職業倫理は、実務基礎科目群科目により修得させている。

(3) 「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」を実現するために、香川大学と愛媛大学とが連合して設置運営しており、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育している。教員は授業に意欲的に取り組み、FD活動等によって、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況等について認識を共有化して絶えず改善に努め、学生の自学自習を積極的に支援している。1年中24時間の使用が可能な自習室や香川大学法科大学院教育研究支援システム（以下、「TKC」という。）を備え、学生の学習環境についても十分に配慮している。

(4) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生のためには、展開・先端科目群に係る科目を開設し、特に特別履修モデルを示して履修を推奨している。

【分析結果とその根拠理由】

以上の状況は、学校教育法第99条第2項の専門職大学院の目的に適合し、本研究科の教育目的は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第1条の2に明記されており、学生に配付される修学案内にも掲載している。《資料1-1-1》

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

○香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程 《資料1-1-1》

平成16年4月1日

第1条の2 本研究科は、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力などを基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することを教育の目的とする。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

【改善を要する点】 ※改善計画を含む

法曹養成を目的とする専門職大学院として、成果としての司法試験合格率が平成19年度33.35%、平成20年度14.3%、平成21年度7.1%、平成22年度19.2%、平成23年度4.5%、平成24年度5.1%、平成25年度18.5%と、年度により変動が激しく、安定的な成果をあげる必要がある。

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当しない。

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点 2-1-②： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本研究科は、入学定員 20 人に対し 19 人の専任教員を配置している。専任教員配置の内訳は、延べ人数で、法律基本科目に属する授業科目について 12 人、実務基礎科目に属する 13 の授業科目について 7 人、基礎法学・隣接科目に属する 7 の授業科目について 0 人、展開・先端科目に属する 25 の授業について 6 人である。

また、本研究科の特徴として重視している展開・先端科目に属するビジネスロー分野及び環境法分野の授業科目については、専任教員 1 人（経済法 1 人）のほか兼担・兼任教員として 2 人（環境法）を配置している。

本研究科における専任教員のうち、研究者教員はすべて、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者であり、実務家教員はすべて、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者であって、いずれも、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有しており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

なお、専任教員のうち実務経験を有する教員は計 8 人（実務家教員 6 人及び研究者教員 2 人）おり、主に法律基本科目及び法律実務基礎科目にそれぞれ配置している。

【分析結果とその根拠理由】

入学定員 20 人に対し 19 人の専任教員を配置しており、専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者であり、実務家教員においても優れた知識と経験を有する者である。

以上のことから、本観点到を満たしていると判断する。

観点 2-1-③： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当しない。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

1 教授会

本研究科の教授会は、連合法務研究科教授会規程第2条に基づき、本研究科の専任の教授及び准教授をもって組織し、本研究科の専任教員とみなされる者も、その構成員としている。

教授会は、同規程第3条により、本研究科の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項を審議決定する。《資料2-2-1-1》

《資料2-2-1-1》 審議事項

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

第2条 教授会は、主として香川大学・愛媛大学連合法務研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究を担う教授及び准教授(以下「教員」という。)をもって組織する。

2 前項の教員(みなし専任を含む。)は、香川大学所属の教員及び愛媛大学所属の教員とする。

第3条 教授会は、連合法務研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程その他の制定又は改廃に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員の人事(主担当教員の決定を含む。)に関する事項
- (6) 自己点検及び評価に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) 教育課程の編成に関する事項
- (9) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (11) その他本研究科長(以下「研究科長」という。)が必要と認める教育又は研究に関する重要事項

定例教授会は、原則として月1回開催している。教育活動に関しては、修学案内に掲載する履修要項の制定・改正、授業計画の決定・変更、兼任・兼任教員の任用、授業評価アンケートの実施、自習室使用規程の制定・改正、学生の個別面談・学生への指導の実施、学年主任制(従来は指導教員制)の採用、修了認定、法務研修生規程の制定・改正等について審議し、決定してきた。

慎重な審議が特に必要な教育活動に関する問題については、FD・教育改善委員会が主催する全体FD研究会での議論・検討をふまえて、さらに、教務・設備委員会等で検討を加えたうえで、教授会において最終的な議案を決定している。

2 教務・設備委員会

本研究科は、研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第3条第1項に基づき、副研究科長2人

(香川大学所属教員1名及び愛媛大学所属教員1名)を置いており、円滑な運営に資するため、同規程第4条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長及び法学部・経済学部事務課長からなる運営会議を置き、研究科長を補佐している。

さらに、同規程第7条に基づき、専門委員会として教務・設備委員会、入試・広報委員会、FD・教育改善委員会及び地域連携委員会を置き、それぞれ教授会を構成する教員から教授会が選出した委員をもって組織する。委員の人数は原則として3人以上であり、平成25年度においては教務・設備委員会7人、入試・広報委員会6人、FD・教育改善委員会4人、地域連携委員会5人としている。各委員会は委員長1人を互選する。委員長は、関係事務職員に会議への出席を求めることができる。研究科長又は関係委員会の委員長は、全学委員会委員を選出する。

教育課程や教育方法等を検討する組織は、通常時においては主として教務・設備委員会である。教務・設備委員会の職務は、同規程第7条第2項に、「(1)教育課程に関すること。(2)授業計画の策定及び実施に関すること。(3)教育に関する施設・設備(図書、ネットサービス及びその要員を含む。)の整備、管理及び改善に関すること。(4)学生の指導及び厚生に関すること。」と定められている。また、FD・教育改善委員会の職務については、同規程第7条第4項に、「(1)学生による授業評価に関すること。(2)FD(教育内容・方法等の改善のための教員の組織的な研究等をいう。以下同じ。)の実施計画の策定及び実施、報告書の作成、その他FDに関すること。(3)教育内容・方法等の改善の企画・検討に関すること。」と定められ、教育方法等の検討が含まれる。《資料2-2-2-1》

各委員会は定時(教務・設備委員会は原則毎月1回)に、又は必要に応じて随時開催され、決定された事項は、その内容に従い直ちに委員会により実施し、又は教授会に提案する。

また、専門分野別にFD及び自己点検・評価を実施する単位として、専任教員がいずれかに属する公法系、民法系及び刑事法系の専門分野系が設置され、適宜各系FD会議が開催されており、かつ、教育内容・方法等を検討するために、専任教員全員が参加する全体FD研究会が原則として毎月1回開催されており、その検討内容は各委員会及び教授会での検討、審議に活用されている。

《資料2-2-2-1》 専門委員会

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程

(専門委員会)

第7条 本研究科の教育研究及び運営を具体化し、実施するために、本研究科に専門委員会(以下「委員会」という。)として、教務・設備委員会、入試・広報委員会、FD・教育改善委員会及び地域連携委員会を置く。

2 教務・設備委員会は次の職務を行う。

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 授業計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 教育に関する施設・設備(図書、ネットサービス及びその要員を含む。)の整備、管理及び改善に関すること。
- (4) 学生の指導及び厚生に関すること。

3 (省略)

4 FD・教育改善委員会は次の職務を行う。

- (1) 学生による授業評価に関すること。
- (2) FD(教育内容・方法等の改善のための教員の組織的な研究等をいう。以下同じ。)の実施計画の策定及び実施、報告書の作成、その他FDに関すること。
- (3) 教育内容・方法等の改善の企画・検討に関すること。

5 (省略)

6 各委員会は、教授会を構成する教員(研究科長を除く。)から教授会が選出し研究科長が任命した原則として3人以上の委員をもって組織する。研究科長は委員の全部又は一部の選出について、候補者を推薦することができる。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、必要と認めるときは、任期の途中において他の委員会の委員に変更することができる。

8 各委員会に委員長1人を置く。

9 委員長は、必要と認めるとき、関係事務職員が会議に出席するよう求めることができる。

<別添資料>

- ・ 「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程」
- ・ 委員会組織図
- ・ 平成25年度 法科大学院 各種委員等一覧表

【分析結果とその根拠理由】

連合法務研究科では、専任の教授及び准教授をもって組織される教授会が、教育活動に係る重要事項を審議することが、「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程」に定められている。実際に定例の教授会が原則として月1回開催され、教育活動に係る重要事項が十分な審議を経て決定されている。

常時は、教務・設備委員会やFD・教育改善委員会が、「香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程」に定められた職務分担に従い、教育課程や教育方法等を検討する。各委員会は教授会で選出された専任教員3人以上の委員で構成されている。会議は定時に又は必要に応じて開催され、審議の結果決定された事項はその内容に従い、委員会により実施し又は教授会に提案する。慎重な審議が特に必要な問題については、運営会議又は臨時の特別委員会の審議も経て、教授会で審議決定されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教育活動について検討・審議するために、教授会及び教務・設備委員会やFD・教育改善委員会等の委員会等が適切に組織され、おおむねよく機能している。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

1 適切な役割分担と組織的な連携体制

本研究科では、当該年度始めに適切に役割分担を決めて、専任教員は、原則1つの委員会に所属することになっている。各委員会の委員長は、運営会議の構成員として、原則として教授会の前週に運営会議を開催し、各委員会の審議結果を報告して、協議することになっている。そして、各委員会及び運営会議の結果報告は、すべて次回開催の教授会において行う体制をとっており、組織的な連携体制が確保されている。

2 責任所在が明確な教員組織編制度

本研究科の教員組織は、法曹養成という教育目的を達成するため、研究者教員と実務家教員との専任教員で編制されるよう求められている。本研究科の専任教員（現員19名）のうち専攻分野において5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は6名であり、設置基準に規定する専任教員の数の2割以上である。その高度の実務能力については、とくに民事法領域においての経験が豊富な3名が、民事法演習(4)、民事法演習(5)または民事裁判演習、要件事実論及びリーガル・クリニックやエクスターンシップを担当している。そして、とくに刑事法領域において経験が豊富な2名が刑事訴訟実務または刑事裁判演習を担当している。さらに、実務講座を担当する実務家教員がいる。

6名の実務家のうち、みなし専任教員の1名は、刑事訴訟法及び刑事法演習(3)の各2単位、刑事法基礎演習(2)の1単位、ならびに、刑事法総合演習(1)及び刑事法総合演習(2)の各0.5単位の合計6単位を担当し、教授会の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。

本研究科における教育上主要と認められる授業科目は、まず、連合法務研究科教育のコアである法律基本科目（必修科目である基礎科目群及び基幹科目群の科目計56単位、選択科目である基礎演習科目群及び総合演習科目群の科目計12単位）と法律実務基礎科目（実務基礎科目群の必修科目計13単位及び選択科目計8単位）であり、ほとんど専任教員が配置されている。例外は、実務基礎科目群のうち民事裁判演習（2単位）及び刑事裁判演習（2単位）を、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省の派遣教員が一部担当し、リーガル・クリニック(3)（2単位）の一部を愛媛大学の兼任教員が担当しているにすぎない。

また、公法系に3名、民事系に11名及び刑事系に5名所属し、それぞれの系において、専攻主任を各1名おき、適宜各系FD会議を開催し、授業内容の重複がないように調整し、期末試験が適切か、シラバスが適切かなどを相互に検討し合っており、組織的な連携を図っている。さらに、シラバス内容の統一性などは、教務・設備委員会でも点検し、適宜、委員長を通じて、各教員に伝達している。全体にわたる事項については、全体FD研究会での検討結果を教務・設備委員会で検討し、教授会で最終決定している。

連合法務研究科は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを『修学案内』に示している（別添資料『平成25年度修学案内』10～11頁）。これらビジネスロー群と環境法群の授業科目（いずれも展開・先端科目に属する選択科目である。）のうち、ビジネスロー群の中核である経済法(1)（2単位）及び環境法群の中核である環境法(1)（2単位）も、連合法務研究科における教育上主要と認められる授業科目である。経済法(1)については、専任教員が担当している。

本研究科の選任教員の授業負担も、ほぼ全員が 20 単位以内である。

また、本研究科の専任教員のうち実務家専任教員 6 名（みなし専任 1 名を含む）は、いずれも高度の実務の能力を有し、10 年以上法曹としての実務の経験を有する者であり、法科大学院設置基準に基づいた教員組織編制となっている。

<別添資料>

- ・教員一覧・連合法務研究科ホームページ（教員組織）
- ・開講授業科目一覧

【分析結果とその根拠理由】

専任教員はすべて本研究科の各委員会に所属し、各委員会の委員長は運営会議の構成員となり、各委員会及び運営会議の結果は、さらに教授会に報告される体制をとっている。

法曹養成という教育目的を達成するため、全体 FD 研究会、教務・設備委員会および教授会を通じて、組織的に行動して連携を図り、専任教員を研究者教員と実務家教員で編制するなど法科大学院設置基準に従った教員組織編制がなされている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

該当しない。

【観点到に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

専門職大学院としての連合法務研究科には、入学定員 20 人に対し現員 19 人の専任教員が配置されている。専任教員配置の内訳は、延べ人数で、法律基本科目 40 科目について 18 人、法律実務基礎科目 13 科目について 7 人、基礎法学・隣接科目 7 科目について 0 人、展開・先端科目 25 科目について 6 人である。なお、兼任・兼任教員は基礎法学・隣接科目 7 科目について 7 人、展開・先端科目 25 科目について 13 人である。

専任教員及び兼任・兼任教員は、いずれも担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有しており、その資料は連合法務研究科ホームページ上の教員組織、香川大学ホームページ上の研究者総覧

(URL:<http://www.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/servlet/RefOutController?exeB0=WR41000B0&monitorID=WR41000>) 及び年次要覧において公表されている。また、愛媛大学所属教員については愛媛大学ホームページ上の愛媛大学教育研究者要覧 (URL: <http://kenqweb.office.ehime-u.ac.jp/yoran/>) においても公表されている。

<別添資料>

- ・連合法務研究科ホームページ（教員組織）
- ・教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準第9条ならびに専門職大学院設置基準第4条、第5条及び第35条の規定に照らし、必要な教員が確保され、かつ、配置されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-④： 学部・研究科の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、憲法2名、行政法1名、民法3名、商法2名、民事訴訟法2名、刑法3名、刑事訴訟法2名、法律実務基礎科目7名、展開・先端科目6名であり、連合法務研究科の教育目的に応じた適正な配置を行っている。また、労働法、労働法演習及び社会保障法の担当に専任教員1名を配置し、倒産法及び倒産法演習の担当に、法律基本科目をも担当する各1名の専任教員を配置している。

女性教員は、現員19名中1名にすぎないが、教員公募に際しては、香川大学においては、男女共同参画を積極的に推進しており、選考に当たって、業績及び人物の評価等において同等と認められる場合には、ジェンダーバランスに配慮して採用します、との添え書きを追加している。

専任教員の年齢構成は、30歳代2名、40歳代7名、50歳代4名、60歳代5名、70歳代1名であり、年齢バランスは適正といえることができる。

<別添資料>

- ・教員一覧
- ・科目別専任教員一覧

【分析結果とその根拠理由】

専任教員の科目別配置や年齢等すべてにおいてバランスがとれている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本研究科の専任教員の採用及び昇任に関しては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、本研究科が定める香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程に基づき、研究科長が運営会議に付議して教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において当該教員の採用

及び昇任を審議し可否を決定する。なお、教育業績及び研究業績に関しては、教授会で決定した「香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ」に定める基準に基づいて、その教育業績及び研究業績につき厳格な審査を行っている。

また、本研究科の兼担・兼任教員の選考についても、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程第6条に基づいて、連合法務研究科において「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員の選考と選考基準及び選考手続には、専任教員の選考に関する教員選考規程が準用され、教授会で選考の可否が決定されている。その他必要な兼担・兼任教員の選考は、同要項が定めるところに基づいて、当該担当科目に関する教育経験や当該担当科目及びこれに関連する業績等を参酌し、教務・設備委員会が候補者を教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成を得た場合に当該科目の担当者として決定している。

<別添資料>

- ・香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程（資料番号●）
- ・香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科兼担及び兼任教員選考要項（資料番号●）

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、規程どおりに手続が進められ、適切に運用が行われている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到に係る状況】

連合法務研究科は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、連合法務研究科の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分上又は勤務条件に基づくことになり、毎年度、所属大学に教員の個人評価、達成度、教育研究活動（社会貢献を含む）の各資料を提出するとともに、愛媛大学所属の教員を含め連合法務研究科長の評価を受けている。とりわけ問題が深刻な場合には、研究科長・教授会によって適切な対応をとることを協議する。

<別添資料>

- ・香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員活動評価実施要項
- ・教員活動評価の評価項目及び評価基準

【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、本学が本格的に自己評価を開始する以前から教員の個人評価に着手しており、適切に実施されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本研究科の専任教員の教育上の職務を補助するために、学務第一係に本研究科及び法学部担当として、4人の事務職員を配置している。また、教員のIT技術支援、本研究科のHP作成支援、学生に対するIT支援、学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために、非常勤の事務補佐員1人を配置している。さらに、法学部資料室に法学部の助手1人及び補助職員2人が配置されており、資料の整理・情報提供等研究活動の補助を行っている。なお、2人の補助職員は1人ずつ交代で勤務しており、資料室は平日は午後9時半まで開放され、利用が可能である。

<別添資料>

- ・ 事務組織図

【分析結果とその根拠理由】

学務係については本研究科及び法学部担当として4人の事務職員が配置され、IT技術支援等のために非常勤の事務補佐員1人、法学部の助手1人及び補助職員2人が資料の整理・情報提供等のために配置されているが、学務の事務的な職務について教員の負担がなお重い点があり、一部問題がある。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

- (1) 入学定員20人(収容定員60人)に対し専任教員19人現員であり、1学年の学生定員ベースで教員1人あたりの学生数は1.05人の手厚い配置を行っている。
- (2) 実務への架橋としての教育を施すために、6人の専任の実務家教員に加えて、最高裁判所派遣裁判官および法務省派遣検察官を含む8人の実務家教員を兼任教員として任用し、実務基礎科目だけでなく、法律基本科目の演習科目及び展開・先端科目に配置している。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

学務関係の事務的な職務について教員の負担がなお重い点があり、事務職員と教員との役割分担について、検討することが必要である。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本研究科が求める学生像とは、「豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力などを基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹」である。このような求める学制像に基づく、本研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、募集要項において、本研究科の教育目標、入学者選抜の方法などとともに明示している。さらに、ホームページ、パンフレット及び入試説明会等を通じて、事前の周知を図っている。《資料4-1-1-1》

《資料4-1-1-1》 教育目標とアドミッションポリシー

教育目標

本研究科は、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力などを基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することを教育の目的とします。

地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹になることを目指す学生に、その要望に積極的に応えられる教育を提供します。

アドミッションポリシー

本研究科は次のような人を求めています。

- ・ 社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者
- ・ 物事を公正・公平にみる者
- ・ 問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者
- ・ 不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者

（平成26年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項1頁より）

【分析結果とその根拠理由】

本研究科は、公平性、開放性、多様性を前提とし、上記の通り、教育理念及び目的に沿ったアドミッション・ポリシーを設定し、連合法務研究科が「求める人材」を明らかにしている。このアドミッション・ポリシーは、学生募集要項において明示し、ホームページ、パンフレット及び入試説明会等を通じて公表し、事前の周知を図っている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜は、本研究科においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、本研究科が求める法曹像に共感できる入学者を選抜すべく、学力検査（小論文及び面接）、法学既修者試験が行われている。このことは入学者選抜の配点比率にも反映させており、受験生の意欲や経歴を総合した多様なポイントの評価に加えた選抜を行っている。平成26年度入学者には、以下のとおり行っている。

3年コース（未修者）では、法科大学院全国統一適性試験第4部を利用するD日程を除いて、小論文及び面接試験を課し、小論文においては、広く論説などの文章を素材とし主として読解力・問題発見能力・論理的推理能力・表現力を試し、面接では、判断力・コミュニケーション能力などを試している。法科大学院全国統一適性試験、小論文及び面接試験の点数に、入学志望理由書、学業成績及び履歴書の評価点を合計し、高得点の者から順に入学者を選抜する。

入学者選抜の配点比率は、3年コースの一般試験の場合、適性試験40%、小論文40%、面接10%、入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価点10%（他学部卒業者及び社会人の場合、適性試験30%、小論文40%、面接15%、入学志望理由書・学業成績および履歴書の評価点15%）とし、受験生の意欲や経歴を総合した多様なポイントの評価に加えた選抜を行っている。《資料4-1-1-1》

《資料4-1-1-1》 入学者選抜方法

4. 選 抜 方 法

- (1) 2年コース志願者を対象とした試験と、3年コース志願者を対象とした試験を実施します。なお、後述(4)のように、両コースの併願も可能です。
- (2) 2年コース志願者は、適性試験・既修者試験（本研究科の法律科目試験）・面接・入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価点を合計し、高得点の者から順に入学者を選抜します。ただし、法科大学院全国統一適性試験（第1～3部）の得点が本学の定める基準（適性試験管理委員会公表の得点分布において、上位85%程度に位置する得点）に満たない者は、総合点のいかんに関わらず、不合格とします。

2年コース志願者は、本研究科の既修者試験を受験してください。既修者試験は、民法（100点）・会社法（100点）・民事訴訟法（100点）・憲法（100点）・刑法（100点）・刑事訴訟法（100点）の試験を課します。既修者試験の合計点が一定の点数（6割程度）に満たない場合は、原則として2年コースの合格を認めません。

- (3) 3年コース志願者は、適性試験・小論文試験（A・B・C日程）又は法科大学院全国統一適性試験第4部（D日程）・面接・入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価点を合計し、高得点の者から順に入学者を選抜します。ただし、法科大学院全国統一適性試験（第1～3部）の得点が本学の定める基準（適性試験管理委員会公表の得点分布において、上位85%程度に位置する得点）に満たない者は、総合点のいかんに関わらず、不合格とします。

まず、最初に他学部卒業者等に該当する者（募集人員の3割程度）を合格者とします。（この選抜を希望する者は、入学願書の所定欄に記入してください。）

次いで、法学部・法学科卒業者であるか、他学部卒業者等であるかを問わずに合格者を決めます。

- (4) 2年コース及び3年コースを併願する場合の合格判定は、2年コースから行います。
- (5) 配点比率と評価基準

①2年コース

法科大学院 全国統一適性試験	既修者試験 (法律科目)	面接	入学志望理由書、 学業成績及び履歴書
-------------------	-----------------	----	-----------------------

30%	45%	15%	10%
-----	-----	-----	-----

②3年コース

他学部卒業者等（募集人員の3割程度）の入学選抜の配点比率

法科大学院 全国統一適性試験	小論文（A・B・C日程） 適性試験第4部（D日程）	面接	入学志望理由書、 学業成績及び履歴書
30%	40%	15%	15%

他学部卒業者等であるかを問わずに行う入学選抜の配点比率

法科大学院 全国統一適性試験	小論文（A・B・C日程） 適性試験第4部（D日程）	面接	入学志望理由書、 学業成績及び履歴書
40%	40%	10%	10%

入学志望理由書、学業成績及び履歴書の評価においては、次の事項等が高く評価されます。

- 学部で履修した専門科目の種類と単位数、大学院での学位取得論文のテーマ等、自らの学業と法曹志望との関連が強いこと、及びその関連性が説得力をもって説明されていること。
- 自らの社会経験と法曹志望との関連が強いこと、及びその関連性が説得力をもって説明されていること。
- 優の数が多い、優の比率が高い等、学業成績が顕著であること。
- 大学院で学位を取得していること。
- 例えば、次のような資格、経験等を持つこと。（司法書士、弁理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、企業法務部5年以上の勤務、裁判所書記官としての勤務、英検準1級以上、TOEFL iBT 68点相当、通訳検定2級以上、日商簿記検定1級等）

（平成26年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項5頁より）

【分析結果とその根拠理由】

本研究科においては、アドミッション・ポリシーに沿って、本研究科が求める法曹像に共感できる入学選抜者を選抜すべく、学力検査（小論文及び面接）、法学既修者試験が行われている。このことは入学選抜の配点比率にも反映させており、受験生の意欲や経歴を総合した多様なポイントを評価に加えた選抜を行っている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-1-③： 入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到る状況】

本研究科は、入試・広報委員会が入試業務の企画、実施を所掌している。入学試験（法学既修者試験を含む）においては、研究科長を実施総括責任者とする実施体制を組織し、合否判定は教授会において行っている。

本研究科の入学資格を有するすべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されるよう、自校出身者の優遇措置は一切講じていない。また、公開可能な合否判定基準に関する情報は、すべての受験生が等しく知る機会を得られるよう事前に明示するとともに、小論文の採点においては受験番号を伏せ、また面接においては、面接委

員が指導している学部等の学生を担当しないよう配慮している。

最近では自校出身者の受験者数の割合に比べて合格者数の割合が多いようであるが、全国の受験生が減少し、他県出身者が減ったことによる影響と思われる。《資料4-1-3-1》

《資料4-1-3-1》 過去3年間の入試における自校出身者の割合

	受 験 者 数			合 格 者 数		
	全体	自校出身者	割合 (%)	全体	自校出身者	割合 (%)
平成16年度	269	57	21.2	57	7	12.3
平成17年度	149	17	11.4	82	7	8.5
平成18年度	135	30	22.2	75	17	22.7
平成19年度	180	27	15.0	74	10	13.5
平成20年度	133	22	16.5	70	8	11.4
平成21年度	67	14	20.1	44	13	9.5
平成22年度	39	7	17.9	36	7	19.4
平成23年度	45	9	20.0	22	7	31.8
平成24年度	34	13	38.2	17	7	41.2
平成25年度	22	7	31.8	11	5	45.5

* 自校には香川大学と愛媛大学を含む。

(出典： 本法科大学院学務第一係保有資料から作成)

入学者選抜試験の公正性を実現するために、問題作成委員が作成した問題は、問題作成委員以外の問題点検委員の点検を経た後、担当部署内の保管庫において管理する体制を徹底している。入学試験実施後の採点については、問題作成委員が自己の研究室ではなく、事務職員同席の採点会場において採点を行い、採点基準にずれが生じないように、採点環境を同じに保ち限られた日程の中ですべて採点を終えることを徹底している。採点は、問題点検委員も確認し、入学者選抜試験結果については、入力ミスや転記ミスが生じないように、複数の入試委員ならびに担当事務職員による複数回の点検を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の入学者選抜については入試・広報委員会が企画、実施を所掌し、実施要項に従い研究科長を総括責任者として実施し、教授会において合否判定を行っている。入学者選抜において自校出身者の優遇措置は一切講じておらず、合否判定基準に関する情報は公平に明示し、出題採点においても公正を期している。入学試験問題の管理、採点及び判定作成も厳正に行われており、入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

本研究科修了者で平成25年度までの司法試験合格者数は、28名で、平成23年度までに18人が法曹になり、その内訳は検察官1人、弁護士が17人であり、17人のうちの70.6%にあたる12人が四国地域の弁護士会に所属している。平成24年度合格者2名は、いずれも香川修習をしている。したがって、絶対数はまだ少ないが、「親身に地域住民の生活を支える法曹」が四国において着実に活躍を始めている。

【分析結果とその根拠理由】

必要性に応じて入試制度の改革を行うことが、入試広報委員会の任務となっている。入学者受入方針の中でも、法曹の素養として最も重要視される、問題解決のための処理能力、すなわち論理的思考・判断能力、説得力、理解力を試すため、入学試験に課している小論文の問題の在り方について検討を行い、小論文問題作成要領を策定するなどして、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検討しており、入学者選抜の改善に役立ててきた。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本研究科の入学定員は、平成21年度の定員充足率が50%となったため、平成22年度から20人に縮小させたが、全国的な受験者数減少の影響を受けて、入学者数も平成24年度及び平成25年度の定員充足率は30%へさらに減少した。

そこで、平成26年度の受験者数などを考慮して、平成27年度入学試験からは、定員12名程度にする予定である。

《資料4-2-1-1》 入学定員と入学者数・定員充足率

	入学定員	入学者数	定員充足率
平成16年度	30	30	100%
平成17年度	30	30	100%
平成18年度	30	41	137%
平成19年度	30	30	100%
平成20年度	30	29	97%
平成21年度	30	15	50%
平成22年度	20	18	90%

平成 23 年度	20	10	50%
平成 24 年度	20	6	30%
平成 25 年度	20	6	30%

(出典： 本法科大学院学務第一係保有資料から作成)

【分析結果とその根拠理由】

平成 22 年度から入学定員を従来の 30 名から 20 名に減少させたが、定員充足率の改善はみられていない。早急に、入学定員の削減を検討しなければならない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

司法試験合格者の多くが四国において活躍しており、アドミッションポリシーに適合した入学者を受け入れている。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点5-1-①： 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

該当しない。

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

該当しない。

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

該当しない。

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

香川大学大学院学則第28条の2に、教育課程の編成方針が明記されている。当該学則に則り、カリキュラムポリシーで定め、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第3条において、授業科目、配当年次などを定めて実施している。《資料5-4-1-1》《資料5-4-1-2》《資料5-4-1-3》

《資料5-4-1-1》 教育課程の編成方針

香川大学大学院学則

（教育課程の編成方針）

第28条の2 教育課程の編成は、本学大学院の研究科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文（専門職学位課程を除く。）の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

《資料5-4-1-2》 カリキュラム・ポリシー

理論と実務の双方に精通した国際的視野をもった法律家として、幅広い教養と柔軟な思考力を体得しうるようにカリキュラムを編成している。このような目標を達成するため、法律基礎科目群、基礎演習科目群、基幹科目群、総合演習科目群、実務基礎科目群をカリキュラムの基本に位置づけ、補充的に基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を用意し、基礎科目、基幹科目、総合演習科目を学年ごとに段階的に配列している

《資料5-4-1-3》 開設授業科目など

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程

(授業科目)

第3条 本研究科の授業科目及びその単位数並びに必修及び選択の別並びに配当年次は、別表のとおりとする。

2 【略】

別表(第3条関係)

授業科目名等	単位数及び必修・選択別		配当年次	
	必修	選択	3年コース	2年コース
基礎科目群				
憲法(1)	2		1	
憲法(2)	2		1	
行政法(1)	2		1	1
行政法(2)	2		2	1
民法(1)	2		1	
民法(2)	2		1	
民法(3)	2		1	
民法(4)	2		1	
民法(5)	2		1	
民法(6)	2		2	
民事訴訟法(1)	2		1	
民事訴訟法(2)	2		2	
商法(1)	2		1	
商法(2)	2		1	
商法(3)	2		2	1
刑法(1)	2		1	
刑法(2)	2		1	
刑事訴訟法	2		1	
基幹科目群				
公法演習(1)	2		2	1
公法演習(2)	2		2	1
民事法演習(1)	2		2	1
民事法演習(2)	2		2	1
民事法演習(3)	2		3	2
民事法演習(4)	2		2	1

民法法演習(5)	2		2	1
刑事法演習(1)	2		2	1
刑事法演習(2)	2		2	1
刑事法演習(3)	2		2	1
基礎演習科目群				
公法基礎演習(1)		1	1	
公法基礎演習(2)		1	1	
民法法基礎演習(1)		1	1	
民法法基礎演習(2)		1	1	
刑事法基礎演習(1)		1	1	
刑事法基礎演習(2)		1	1	
総合演習科目群				
公法総合演習(1)		1	3	2
公法総合演習(2)		1	3	2
民法法総合演習(1)		1	3	2
民法法総合演習(2)		1	3	2
刑事法総合演習(1)		1	3	2
刑事法総合演習(2)		1	3	2
実務基礎科目群				
法律情報処理	1		1	1
実務講座	2		1	1
要件事実論	2		2	1
刑事訴訟実務	2		2	1
法曹倫理	2		3	2
民事裁判演習	2		3	2
刑事裁判演習	2		3	2
リーガル・クリニック(1)		1	2	1
リーガル・クリニック(2)		1	3	2
リーガル・クリニック(3)		2	3	2
エクスターンシップ(1)		1	2・3	1・2
エクスターンシップ(2)		1	2・3	1・2
エクスターンシップ(3)		2	2・3	1・2
基礎法学・隣接科目群				
法哲学		2	1・2・3	1・2
比較司法システム論		2	1・2・3	1・2

日本法史学		2	1・2・3	1・2
刑事政策		2	1・2・3	1・2
政治学(1)		2	1・2・3	1・2
政治学(2)		2	1・2・3	1・2
特別講義(1)		2	1・2・3	1・2
展開・先端科目群				
地方自治法		2	2・3	1・2
環境法(1)		2	2・3	1・2
環境法(2)		2	2・3	1・2
環境法演習		2	3	2
労働法		2	2・3	1・2
労働法演習		2	3	2
社会保障法		2	2・3	1・2
租税法		2	2・3	1・2
金融商品取引法		2	2・3	1・2
保険法		2	2・3	1・2
知的財産法(1)		2	2・3	1・2
知的財産法(2)		2	2・3	1・2
国際私法		2	2・3	1・2
倒産法		2	2・3	1・2
倒産法演習		2	3	2
経済法(1)		2	2・3	1・2
経済法(2)		2	2・3	1・2
経済法演習		2	3	2
国際経済法		2	2・3	1・2
消費者保護法		2	2・3	1・2
国際公法		2	2・3	1・2
精神医療と法		2	2・3	1・2
執行・保全法		2	2・3	1・2
国際人権法		2	2・3	1・2
特別講義(2)		2	2・3	1・2

【分析結果とその根拠理由】

香川大学大学院学則第 28 条の 2、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第 3 条で教育課程の編成・実施方針が明確に定められている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到に係る状況】

カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムの基本に位置づけている法律基礎科目群及び基幹科目群に属する科目は全科目必修で、基礎演習科目群、総合演習科目群及び実務基礎科目群に属する科目は、それぞれの提供単位数の過半数以上を必修とし、補充的な科目群である基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群に属する科目はすべて選択科目としている。

法学未修者は、主に 1 年次において基礎科目群及び基礎演習科目群科目の履修により、法的なものの考え方と基本的な知識を養う。2 年次と 3 年次において、法律基本科目に属する基幹科目群及び総合演習科目群科目並びに実務基礎科目群科目の履修により、実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につける。それとともに、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群科目の履修により、多様な知識・視野や洞察力を養う。法学既修者は、法学未修者の 2・3 年次履修科目とほぼ同じ科目を履修する。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す意志とそれに必要な能力は、すべての教育を通じて育てるよう留意し、法曹が持つべき職業倫理は、実務基礎科目群科目により修得させている。そして、多様な基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を設け、学年と学修段階に応じた体系的なカリキュラムを用意し、実施している。《資料 5-4-1-2》《資料 5-4-2-1》《資料 5-4-2-2》

各授業内容は、シラバスとして学生に提示しており、各専門 FD 会議及び教務・設備委員会を通じて点検し、学位名にふさわしい内容であることを確認している。そして、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）の各項目をエクセル形式に転換して学生に提供し、授業では触れられないため、学生が自学自習すべき項目を理解できるようにして、在学中の勉学に遺漏のないように配慮している。

《資料 5-4-2-1》 開設授業科目群の内容

①基礎科目群、基礎演習科目群および基幹科目群により、まず法的基礎知識を修得して法的思考力の基礎を形成し、総合演習科目群により法的思考力を向上させる（これらの科目群は設置基準等という法律基本科目群に当たる。）。②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。③また、基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、④さらに、展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げる。

① 法律基本科目群

法律基本科目群に当たるものを、基礎科目群、基礎演習科目群、基幹科目群および総合演習科目群に分け、3 年コースは、基礎科目群を 1 年次および 2 年次に、基幹科目群を 2 年次および 3 年次に必修科目として配当し、基礎演習科目群を 1 年次に、総合演習科目群を 3 年次に選択必修科目として配当する。2 年コースは、既修者試験の出題範囲から除外された分野の基礎科目群を 1 年次に、基幹科目群を 1 年次および 2 年次に必修科目として配当し、総合演習科目群を 2 年次に選択必修科目として配当する。

(a) 基礎科目群

基礎科目群は、3年コース1年次および2年次、2年コース1年次に配当され、下記18（各2単位）の授業科目（公法系4科目、民事法系11科目、刑事法系3科目）により構成される。これらの科目においては、実定法に関する基本的な法律知識を修得するために、基礎的理論的教育を行う。

憲法(1)、憲法(2)、行政法(1)、行政法(2)、民法(1)、民法(2)、民法(3)、民法(4)、民法(5)、民法(6)、民事訴訟法(1)、民事訴訟法(2)、商法(1)、商法(2)、商法(3)、刑法(1)、刑法(2)、刑事訴訟法
【計18科目 36単位】

(b) 基幹科目群

基幹科目群は、3年コース2年次、2年コース1年次に配当され、下記10（各2単位）の演習方式の授業科目（公法系2科目、民事法系5科目、刑事法系3科目）により構成される。これらの授業科目においては、理論的問題点を掘下げるとともに、かかる問題点につき実務的にはどう処理されるべきか、あるいは実務上どのように評価されているのかを体得する能力を身につけるため、法的知識を駆使する訓練を行う。

一部の授業科目には、弁護士の非常勤講師が参加する。民事訴訟法に関する1つの授業科目（民事法演習（5））は、基本的に研究者教員と実務家教員とが共同で担当する。

公法演習(1)、公法演習(2)、民事法演習(1)、民事法演習(2)、民事法演習(3)、
民事法演習(4)、民事法演習(5)、刑事法演習(1)、刑事法演習(2)、刑事法演習(3)
【計10科目 20単位】

(c) 基礎演習科目群

基礎演習科目群は、3年コース1年次に配当され、下記6（各1単位）の授業科目（公法系2科目、民事法系2科目、刑事法系2科目）により構成される。これらの授業科目においては、講義方式の基礎科目群の授業科目によるだけでは十分に修得できない法的知識・能力を、演習方式によるきめ細やかな教育により補完するとともに、2年次における演習科目（基幹科目群）への架橋を図る。

公法基礎演習(1)、公法基礎演習(2)、民事法基礎演習(1)、民事法基礎演習(2)、
刑事法基礎演習(1)、刑事法基礎演習(2)
【計6科目 6単位】

(d) 総合演習科目群

総合演習科目群は、3年コース3年次、2年コース2年次に配当され、下記6（各1単位）の授業科目（公法系2科目、民事法系2科目、刑事法系2科目）により構成される。これらの授業科目においては、具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的として、基本的に実体法・手続法の研究者教員と実務家教員とが共同で演習を担当することにより、複数の視点から事案の多面的検討を行なう。これにより法的・論理的思考力、および法律論としての説得力の養成を図る。

公法総合演習(1)、公法総合演習(2)、民事法総合演習(1)、民事法総合演習(2)、
刑事法総合演習(1)、刑事法総合演習(2)
【計6科目 6単位】

② 実務基礎科目群

実務基礎科目群は、下記13の授業科目により構成される。これらは、訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、クリニックを取り込んだ授業科目であり、実務に接近した体験的な教育を行い、理論と実務の架橋教育を目的とする。

「法律情報処理」(1単位)は、すべての科目の履修を前提として必要な知識と技能を修得させる授業科目であり、入学直後、全学生の集中的な履修を予定している。

「実務講座」(2単位)は、学生を早期に各種の法律相談、裁判所、その他の法律実務の現場を体験させ、実務のあり方を認識させる授業科目である。実務見学を通じて実務の具体的なイメージを早期に形成させ、法律基本科目群の履修の効果を高めるための授業科目であるため、1年次後期の履修を予定している。また、教育効果を考慮し、1学年の履修者を2クラスに分けたうえで、授業を行う。

「要件事実論」、「刑事訴訟実務」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」(各2単位)は、実務基礎科目群の中心科目であり、司法修習における実務教育への円滑な移行に必要な知識・能力を身につけることを目的とする。このため、基幹科目群の授業科目の履修と同時にまたは履修後に履修できるものとし、「法曹倫理」(2単位)とともに2年次(2年コース1年次)～3年次(2年コース2年次)に配当する。また、教育効果を考慮し、基本的に1学年の履修者を2～3クラスに分けたうえで、授業を行う。

「リーガル・クリニック」は、法律相談を開催し実務の実際を体験する臨床型科目であり、2年次および3年次(2年コース1年次および2年次)の通常の授業期間に2科目(各1単位)、3年次(2年コース2年次)の夏季休業時に1科目(2単位)を配当する。

「エクスターンシップ」は、法律実務を体験することを通じて、理論と実務の架橋を実践する臨床型科目であり、2・3年次(2年コース1・2年次)の通常の授業期間、夏季休業又は春季休業時に、各1単位のもの2科目、2単位のもの1科目を配当する。

(必修)

法律情報処理、実務講座、要件事実論、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事裁判演習、
刑事裁判演習

(選択)

リーガル・クリニック(1)、リーガル・クリニック(2)、リーガル・クリニック(3)、
エクスターンシップ(1)、エクスターンシップ(2)、エクスターンシップ(3)

【計13科目 21単位】

③ 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群は、3年コース1～3年次(2年コース1・2年次)に配当され、下記7(各2単位)の授業科目により構成される。これらの授業科目は、我が国の法律知識だけでは欠落しがちな広い視野に立った判断能力を育成し、幅広い教養を修得させるものであるため、1年次から履修できる。また、2年次(2年コース1年次)以降に履修する場合には、法律基本科目群で学んだ内容の意味を広い視野から検証できる能力を修得することも目的とする。

法哲学、比較司法システム論、日本法史学、刑事政策、政治学(1)、政治学(2)、
特別講義(1)

【計7科目 14単位】

④ 展開・先端科目群

展開・先端科目群は、3年コース2・3年次(2年コース1・2年次)に配当され、下記25(各2単位)の授業科目により構成される。これらの授業科目は、基礎科目及び基幹科目で修得した知識を前提とし、各学生の関心に応じて、さらに特殊

な専門的法領域の問題に対処できる素地を形成することを目的とする。

多様な法分野にまたがる選択必修科目であるが、地域に親しみ活躍する法曹を養成するために重要な授業科目と、環境法及びビジネスロー関係の授業科目を重点的に履修することも可能である。

地方自治法、環境法(1)、環境法(2)、環境法演習、労働法、労働法演習、
 社会保障法、租税法、金融商品取引法、保険法、知的財産法(1)、知的財産法(2)、
 国際私法、倒産法、倒産法演習、経済法(1)、経済法(2)、経済法演習、国際経済法、消費者保護法、国際公
 法、精神医療と法、執行・保全法、国際人権法、特別講義(2)

【計25科目 50単位】

出典：平成25年度修学案内3～6頁より

《資料5-4-2-2》 平成25年度開講科目一覧表

科目群	科目コード	授業科目名	配当年次		開講年 (○はH25年度開講)	開講学期	単位数	必修・選択等	授業方法 (クラス数)	担当教員
			3年コース	2年コース						名前
基礎科目群	821032	憲法(1)	1		○	後期	2	必修	講義	井口秀作
	821042	憲法(2)	1		○	前期	2	必修	講義	井口秀作
	821052	行政法(1)	1	1	○	前期	2	必修	講義	鹿子嶋仁
	821055	行政法(2)	2	1	○	前期	2	必修	講義	鹿子嶋仁
	821062	民法(1)	1		○	前期	2	必修	講義	藤田寿夫
	821072	民法(2)	1		○	前期	2	必修	講義	小川竹一
	821082	民法(3)	1		○	後期	2	必修	講義	直井義典
	821092	民法(4)	1		○	後期	2	必修	講義	藤田寿夫
	821095	民法(5)	1		○	前期	2	必修	講義	直井義典
	821098	民法(6)	2		○	前期	2	必修	講義	松久和彦
	821102	民事訴訟法(1)	1		○	後期	2	必修	講義	三谷忠之
	821112	民事訴訟法(2)	2		○	前期	2	必修	講義	三谷忠之
	821122	商法(1)	1		○	後期	2	必修	講義	溝渕 彰
	821132	商法(2)	1		○	後期	2	必修	講義	溝渕 彰
	821142	商法(3)	2	1	○	前期	2	必修	講義	溝渕 彰
	821152	刑法(1)	1		○	前期	2	必修	講義	大山 徹
	821162	刑法(2)	1		○	後期	2	必修	講義	小林敬和
	821170	刑事訴訟法	1		○	後期	2	必修	講義	久岡康成

基幹科目群	822042	公法演習(1)	2	1	○	前期	2	必修	演習	新井信之
	822052	公法演習(2)	2	1	○	後期	2	必修	演習	鹿子嶋仁
	822072	民事法演習(1)	2	1	○	前期	2	必修	演習	直井義典
	822082	民事法演習(2)	2	1	○	後期	2	必修	演習	小川竹一
	822092	民事法演習(3)	3	2	○	後期	2	必修	演習	松久和彦
	822102	民事法演習(4)	2	1	○	後期	2	必修	演習	籠池信宏
	822122	民事法演習(5)	2	1	○	後期	2	必修	演習	三谷忠之/高田義之
	822152	刑事法演習(1)	2	1	○	前期	2	必修	演習	小林敬和
	822162	刑事法演習(2)	2	1	○	後期	2	必修	演習	大山 徹
822172	刑事法演習(3)	2	1	○	前期	2	必修	演習	久岡康成	
基礎演習科目群	822510	公法基礎演習(1)	1		○	後期	1	選択	演習	井口秀作
	822520	公法基礎演習(2)	1		○	前期	1	選択	演習	鹿子嶋仁
	822530	民事法基礎演習(1)	1		○	前期	1	選択	演習	※民事系教員
	822540	民事法基礎演習(2)	1		○	後期	1	選択	演習	※民事系教員
	822550	刑事法基礎演習(1)	1		○	前期	1	選択	演習	大山徹
	822560	刑事法基礎演習(2)	1		○	後期	1	選択	演習	久岡康成
総合演習科目群	822610	公法総合演習(1)	3	2	○	前期	1	選択	演習	※公法系教員
	822620	公法総合演習(2)	3	2	○	後期	1	選択	演習	※公法系教員
	822630	民事法総合演習(1)	3	2	○	前期	1	選択	演習	※民事系教員、実務家教員
	822640	民事法総合演習(2)	3	2	○	後期	1	選択	演習	※民事系教員、実務家教員
	822650	刑事法総合演習(1)	3	2	○	前期	1	選択	演習	※刑事系教員、実務家教員
	822660	刑事法総合演習(2)	3	2	○	後期	1	選択	演習	※刑事系教員、実務家教員
実務基礎科目群	823010	法律情報処理	1	1	○	前期	1	必修	演習	鹿子嶋仁
	823030	実務講座	1	1	○	後期	2	必修	演習	高田義之/津川博昭
	823040	要件事実論	2	1	○	前期	2	必修	演習	馬淵 勉
	823050	刑事訴訟実務	2	1	○	後期	2	必修	演習	安西 敦
	823070	法曹倫理	3	2	○	前期	2	必修	講義	津川博昭
	823080	民事裁判演習	3	2	○	後期	2	必修	演習(2)	馬淵 勉/高原大輔
	823090	刑事裁判演習	3	2	○	前期	2	必修	演習	安西/津川/河合
	824012	リーガル・クリニック(1)	2	1	○	後期	1	選択	実習	津川博昭/新井信之

	824015	リーガル・クリニック (2)	3	2	○	前期	1	選択	実習	高田義之/新井信之
	824018	リーガル・クリニック (3)	3	2	○	集中	2	選択	実習	高田義之/竹内康博
	824022	エクスターンシップ (1)	2・3	1・2	○	前・後・ 通	1	選択	実習	安西/籠池/新井/馬 淵
	824025	エクスターンシップ (2)	2・3	1・2	○	前・後・ 通	1	選択	実習	安西/籠池/新井/馬 淵
	824028	エクスターンシップ (3)	2・3	1・2	○	前期・後 期	2	選択	実習	安西/籠池/新井/馬 淵
隣接科目群 基礎法学	825010	法哲学	1・2・3	1・2	○	前期	2	選択	講義	山本陽一
	825040	比較司法システム 論	1・2・3	1・2	×		2	選択	講義	
	825060	日本法史学	1・2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	矢野達雄
	825070	刑事政策	1・2・3	1・2	×		2	選択	講義	
	825152	政治学(1)	1・2・3	1・2	×		2	選択	講義	
	825162	政治学(2)	1・2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	藤井篤
	825182	特別講義(1)(アジ ア・太平洋社会論)	1・2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	石井一也
展開・先端科目群 展開・先端科目群	826020	地方自治法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	三野 靖
	826052	環境法(1)	2・3	1・2	○	前期	2	選択	講義	中山 充
	826062	環境法(2)	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	横山信二
	826080	環境法演習	3	2	○	後期	2	選択	演習	中山 充
	826102	労働法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	細谷越史
	826112	労働法演習	3	2	○	後期	2	選択	演習	細谷越史
	826120	社会保障法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	細谷越史
	826142	租税法	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	三木義一
	826190	金融商品取引法	2・3	1・2	×		2	選択	講義	
	826200	保険法	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	八島宏平
	826212	知的財産法(1)	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	泉 克幸
	826222	知的財産法(2)	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	松島 理
	826240	国際私法	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	片岡雅世
	826250	倒産法	2・3	1・2	○	前期	2	選択	講義	三谷忠之
	826255	倒産法演習	3	2	○	後期	2	選択	演習	籠池信宏
	826262	経済法(1)	2・3	1・2	○	前期	2	選択	講義	柴田潤子
	826272	経済法(2)	2・3	1・2	○	前期	2	選択	講義	柴田潤子
	826280	経済法演習	3	2	○	後期	2	選択	演習	柴田潤子
826290	国際経済法	2・3	1・2	×		2	選択	講義		
826300	消費者保護法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	山口剛史	

826322	国際人権法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	新井信之
826330	国際公法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	山本慎一
826350	精神医療と法	2・3	1・2	○	集中	2	選択	講義	金澤 彰
826390	執行・保全法	2・3	1・2	○	後期	2	選択	講義	三谷忠之
826420	特別講義(2)(経済 刑法)	2・3	1・2	○	通年	2	選択	講義	小林敬和

出典：平成25年度修学案内37～38頁より

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム・ポリシーに従った体系的編成をし、内容も共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を意識したシラバスを作成しており、以下の理由から、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているといえる。

- ・1年次から3年次までの体系的な必修科目の配置（1～2年次基礎科目群、2～3年次基幹科目群、1～3年次実務基礎科目群）。選択必修科目である1年次基礎演習科目群及び3年次総合演習科目群の配置。
 - ・教育目的に応じた多様な基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の開設。
 - ・公法系、民事法系、刑事法系の全法律基本分野にわたり、必要な数の法律基本科目（基礎科目群科目、基幹科目群科目、基礎演習科目群科目及び総合演習科目群科目）を開設。基礎科目群科目以外の科目においては双方向の授業を徹底するためすべて演習形式。
 - ・民事及び刑事に関する法律実務の基礎及び法曹倫理を修得するために必要な数の実務基礎科目を開設。
 - ・幅広い知識・教養を身につけた法曹を養成するために必要な数の基礎法学・隣接科目を開設。
 - ・高い専門性を身につけた多様な法曹を養成するために必要な数の展開・先端科目を開設。
- 以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

豊かな人間性を涵養し、学生の多様なニーズに応じるため、展開・先端科目群において、「地方自治法」、環境法関係科目（「環境法(1)」、「環境法(2)」及び「環境法演習」）、労働法関係科目（「労働法」、「労働法演習」及び「社会保障法」）、「租税法」、「保険法」、知的財産法関係科目（「知的財産法(1)」及び「知的財産法(2)」）、「国際私法」、倒産法関係科目（「倒産法」及び「倒産法演習」）、経済法関係科目（「経済法(1)」、「経済法(2)」、「経済法演習」及び「国際経済法」）、「消費者保護法」、「国際人権法」、「国際公法」、「精神医療と法」及び「執行・保全法」という科目を開設している。これらは、原則的にはどの学年においても履修可能であるが、演習科目は、講義形式科目の先攻受講を前提に、3年次に履修可能にしている。

また、学術発展動向や社会からの要請に応じるため具体的科目名をあげない「特別講義(2)」という科目を設け、適宜開講できる体制をとっている。平成21年度は医事法、平成22年度は執行・保全法及び国際人権法、平成25

年度は経済刑法を開講した。平成26年度は、少年法を予定している。

【分析結果とその根拠理由】

以上の開設授業科目及び配当年次から、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に配慮している。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

本研究科は、入学定員20人に対して専任教員現員19人により密度の濃い少人数教育を施している。一つの授業科目における学生数は最大の授業でも20人が標準であり、双方向又は多方向的に行われる2年次の演習科目は、平成25年度では、民事裁判演習を2クラス開講することで、多方向・双方向による密度の高い教育を行えるようにしている。

本研究科においては、①基礎科目群と基幹科目群（設置基準等にいう法律基本科目群に当たる）により、まず法的思考力の基礎を形成し、②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。また、③基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、さらに、④展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げるよう、各授業科目の性質に応じた適切な教材及び方法による授業を実施している。また、平成22年度からは、社会人、他学部出身者の教育、すなわち、法学未修者の教育の基礎固めをすることを旨とするともに、3年コース2年次に配当される基幹科目群（演習科目）の授業へとつなげるために、基礎演習科目群を設け、3年次には、具体的な事案を題材にして、起案をし、それに基づいて演習形式で議論する総合演習科目群を新設し、専門的な法知識、思考力、分析力や表現力の向上を図っている。

基礎科目群は法学未修者を対象としており、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、疑問を見だし、問題への理解と考察力をより深められるよう努めている。基幹科目群は、各法分野の基本知識を前提に総合力、応用力を養うべく、授業ごとに事例に関する資料（判例や参考論文及び判例評釈などの解説）を紹介し、予習して授業に臨むことを求め、事前レポートや復習課題を設けたりして、添削を行う等、学生のより主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。また、実務基礎科目群においては、現実に生起している社会的事実に触れさせ、それがどのように法律的な解決に導かれていくのか、その過程について理解を深めさせ、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。

演習形式の科目は、各学年に配当されており、1年次は基礎演習科目群科目において基礎力を確認しながら、演習形式で行う2年次の基幹科目群科目への橋渡しの役割を果たす。2年次の演習科目群科目では、判例を中心に検討する。法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の講義形式科目の履修後に、それぞれ対応する演習形式の科目を配置しており、バランスよく組み合わせている。最終学年において、具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的とし、研究者教員と実務家教員とが共同で担当する総合演習科目群科目を開講し、受講者は応用力の完成度を確保できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

以下の理由から、教育の目的に照らして、講義、演習、実習の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されている。

- ・講義科目については、1クラス20人を標準とし、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、疑問を見いだし、問題への理解と考察力をより深められるよう努めている。
 - ・演習科目については、学生より主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の講義形式科目の履修後に、それぞれ対応する演習形式の科目を配置しており、バランスよく組み合わせている。
 - ・実務基礎科目群においては、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。また、リーガル・クリニック及びエクスターンシップという実習形式の科目を開設している。
- 以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、法学未修者コース1年次～3年次、法学既修者コース1年次～2年次における必修科目の授業時間割の設定は、月～金曜日の1校時～5校時の範囲内において、同一学年配当の必修科目の授業時間割の設定は、1日に2コマ以内になるように努め、また、同じ学生がなるべく必修科目を2コマ連続して受講することがないように、できるだけ時間割上配慮している。さらに、十分な予習・復習時間を確保するために、年間登録単位数の上限を設定している。《資料5-5-2-1》

《資料5-5-2-1》 年間登録単位数の上限

(6) 登録単位数の上限

各年次において登録できる履修科目（集中講義科目を含む）の単位の上限は、原則として36単位である。この上限は、標準45時間（予習と復習を含む学習時間の合計）の学修を必要とする内容をもって1単位とする趣旨と、現実に学修できる時間数を考慮して、制限したものである。

この原則に配慮しつつ柔軟な教育を行うため、各年次の履修科目の登録の上限を、次のとおりとする。

- 1) 1年次は、年間40単位を上限とする。ただし、36単位を超える単位は、基礎演習科目群からの登録とする。
- 2) 2年次（2年コース1年次）は、年間36単位を上限とする。
- 3) 3年次（2年コース2年次）は、年間44単位を上限とする。

出典：平成25年度修学案内11～12頁より

本研究科では、期末試験期間を含め第一学期（通称前期）を4月初旬から8月初旬まで、第二学期（通称後期）を10月1日から2月下旬まで、通年35週間の期間にわたって授業を行っている。

本研究科では、前期・後期の Semester 毎に授業科目を開設しており、1つの授業科目の開講は、2単位の授業科目であれば、15回の授業回数を確保できるよう15週間にわたる期間を学年暦で設定している。実際上も、

定期試験を含めずこれとは別に、15回の授業を実施している。演習授業（法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次配当の基幹科目群科目）についても基本的にこの原則どおり授業を行っている。

休講となった科目については、学生と相談のうえ、補講日を決め、実施している。

【分析結果とその根拠理由】

以下の理由から、単位の実質化への配慮がなされている。

- ・必修科目については、月～金曜日の1校時～5校時の範囲内において、同一学年配当の必修科目の授業時間割の設定は、1日に2コマ以内になるように努め、また年間登録単位数の上限を設定する等して、学生の十分な予習・復習時間を確保している。
 - ・2単位の授業につき、試験を除き15回の授業を行うことを原則としている。
- 以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

年度始めに、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法等を統一的な方式により記載したシラバスを含む修学案内を学生に配付し、またWeb上の教育研究支援システム（TKC）を通じて、授業回数毎により詳しい授業概要や予習案内・復習課題等の提示を行うことで、学生に周知し、学生もそれらをプリントアウトしたりして、授業に臨んでいる。

【分析結果とその根拠理由】

以下の理由から、適切なシラバスが作成され、活用されている。

- ・毎年年度始めに、統一的な方式によるシラバスを含む修学案内を配付している。
- ・教育研究支援システム（TKC）を通じて、授業回数毎により詳しい授業概要や予習案内・復習課題などの提示を行い、学生もそれらを参考に授業に臨んでいる。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当しない。

【観点到係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-5-⑤： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

該当しない。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

香川大学大学院学則第45条2項、香川大学学位規則19条及び香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第10条に修了要件が明記されている。《資料5-6-1-1》

ディプロマ・ポリシーも、専門知識・理解、研究能力・応用力、倫理観・社会的責任及びグローバルマインドの観点から定めている。《資料5-6-1-2》

《資料5-6-1-1》 学位授与方針

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程

（修了の要件）

第10条 本研究科を修了するためには、3年コースにおいては3年以上、2年コースにおいては2年以上在学し、次の表の単位を修得しなければならない。

香川大学学位規則

（専門職学位の授与）

第19条 学長は、大学院学則第45条の規定に基づき専門職学位課程を修了した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

香川大学大学院学則

（専門職学位課程の修了要件）

第45条 （略）

2 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得するものとする。

《資料5-6-1-2》ディプロマ・ポリシー

1 専門知識・理解

人権感覚、先端的法分野や外国法の知見に裏打ちされた高度の専門的知識を有する者として、多彩な社会現象をリーガルマインドに基づいて分析することができる。

2 研究能力・応用力

法曹実務が突きつけた種々の課題を、法的思考をベースに理論的に分析・検討し、批判的創造的視点と幅広い視野から実践的に解決することができる。

3 倫理観・社会的責任

高い法曹倫理を有する専門的職業人として、基本的人権の擁護と社会正義の実現に資する。

4 グローバルマインド

グローバル化が急速に進む現代社会が孕む諸問題に対し、四国の地から国際的視野をもって解決策を提示し、情報発信する。

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針は、香川大学大学院学則第 45 条 2 項、香川大学学位規則 19 条及び香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第 10 条において修了要件が明記され、履修要項として学生にも公表している。本法科大学院のディプロマ・ポリシーも定められている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、成績評価を秀、優、良、可、不可の 5 つのランクに分類（平成 19 年度入学生から適用）し、平常点・期末試験等の成績を総合した評点に応じ、90 点以上を秀、85 点以上 90 点未満を優、75 点以上 85 点未満を良、70 点以上 75 点未満を可、70 点未満を不可と判定することとし、成績評価の具体的な方法等を含めて、各年度初めに学生に配付している修学案内において明示し、周知している。《資料 5-6-2-1》

この履修要項に該当する部分は、毎年、教務・設備委員会の議を経て、教授会において決定している。

期末試験を実施する教員全員（兼任及び兼任教員を含む。）に対しても、厳格な成績評価の実施を促す文書を試験前に配付している。

これらに従って出された成績評価・単位認定は、全体 FD 研究会で確認したあと教授会で決定している。

《資料 5-6-2-1》 成績評価の区分及び具体的な方法

5. 試験及び単位の修得

(1) 試験及び単位の修得

- 1) 授業科目を履修した者は、試験等の成績により合格と判定されることによって、所定の単位を修得する。
- 2) 試験は、「受験心得」に従って受けなければならない。
- 3) 成績評価は、秀、優、良、可及び不可に分け、秀、優、良、可を合格とする。

評点による場合は、次表のとおりとする。

評価区分	秀	優	良	可	不可
点	90 以上	85～90 未満	75～85 未満	70～75 未満	70 未満

(2) 略

(3) 厳正な成績評価の具体的な方法等

成績評価は、以下のような方法により行われる。

1) 多元的・客観的評価

成績評価基準は多元的なものとし、基準となる要素（例えば期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言内容など）ごとの配点を、シラバスで予め公表する。

基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目等、演習形式によらない授業科目では、評価に占める期末試験の比率は50～60%を標準とし、小テスト・レポート等日常の学習の評価を、残りの比率40～50%で行う。

演習形式による基幹科目群、基礎演習科目群及び総合演習科目群の授業科目、展開・先端科目群の一部の授業科目と実務基礎科目群の多くの授業科目では、日常の学習の評価の比率をさらに高め、60%以上を標準とする。

2) 成績評価の表示・割合

担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避けるために、秀を全履修者のおおむね5%以内、秀及び優の合計を全履修者のおおむね25%以内とする。

3) 評価の厳正さの確保

一部の授業科目は、期末テストの作成・採点などを複数の教員が担当する。他の授業科目においても、期末試験の解答用紙には、学生の学籍番号のみを記入し、氏名は記入しない用紙を使用する。また、成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検する。

出典：平成25年度修学案内13～14頁より

<別添資料>

・ 法科大学院成績評価に関する順守・留意事項

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されている。理由は以下のとおりである。

- ・ 成績評価基準は教授会で決定され、年度当初に学生に配付される修学案内において周知している。
- ・ 期末試験を実施する教員全員に対しても、厳格な成績評価の実施を促す文書を試験前に配付している。
- ・ 成績評価、単位認定は、最終的には教授会で確認・決定している。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生の氏名がわからないように、学籍番号のみを記入する期末試験答案用紙を使用している。

学生が当該年度に受講した科目の成績評価については、前期・後期の各期末に学務第一係を通じて当該学生にその結果が通知され、科目ごとの成績評価基準については、シラバスのなかで明記しており、成績発表後2日以内に採点基準を明らかにしたものを学生に公表することとしており、教室での講評やTKCを利用しての掲示によって学生に告知されている。〈別添資料 法科大学院成績評価に関する順守・留意事項「5.採点基準の公表」〉

成績評価に疑義のある学生のために、従来の成績に関する疑義照会制度に替えて、平成21年度前期から成績評価に対する異議申立て制度を設けている。《資料5-6-3-1》

さらに、本研究科の専任教員全員が構成員となる全体FD研究会と同時に、専門分野系FD会議を組織し、各分野系FD会議において教員相互間で期末試験問題を点検して試験問題の適切性を確保し、学生への成績発表前に、成績評価の適否を確認している。

《資料5-6-3-1》 成績評価に対する異議申立て制度

平成21年7月8日

成績評価に対する異議申立て制度

1. 学生は、受講した各科目の成績評価について、第2項以下に定めるところにより、異議を申し立てることができる。
2. 異議申立てを行うためには、学生は原則として申立てに先立って、担当教員に成績評価について疑義の説明を求めなければならない。但し、担当教員による説明を受けることが困難な事情があり、異議申立て期間内に説明を受けることができないと見込まれる場合は、直ちに異議を申し立てることができる。この場合、学生は異議申立て後遅滞なく、担当教員に説明を求めなければならない。
3. 異議は、当該科目の成績発表があった日の翌日から起算してから3日以内に申し立てなければならない。但し、申立て期間の最終日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、その後の最初の平日を申立て締切日とする。申立て期間経過後は、いかなる事情があっても異議の申立ては認めない。
4. 異議の申立ては、所定の様式により、申立ての理由等を記載した書面を学務係に提出するものとする。
5. 異議は、受講した1科目につき1回のみ申し立てることができる。
6. 異議の審査は、研究科長の指名により設ける成績調査委員会が、当該学生及び担当教員に対する口頭での調査も踏まえて行う。
7. 審査の結果は、申立て締切日の翌日から起算して原則として10日以内に、書面により当該学生及び教員に通知する。審査の結果により成績評価を変更する必要がある場合、担当教員は直ちに学務係を通じて成績変更手続をとるものとする。
審査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

一部改正) 平成22年2月10日(教授会決定)

出典：平成25年度修学案内22頁より

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられている。理由は以下のとおり。

- ・ 学生の氏名がわからないように学籍番号のみを記入する答案用紙を使用している。
- ・ 科目ごとの成績評価基準は、シラバスのなかで明記して学生に公表している。
- ・ 期末試験の採点基準などは、成績発表日の前後を通じて、教室での講評やTKCを利用しての掲示によって学生

に告知している。

- ・ 成績評価に対する異議申立て制度が整備されている。
以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

観点5-6-①のところで説明したように、ディプロマ・ポリシーを定め、また、修了要件については規定に明記しており、履修要項の一部に掲載して、学生にも公表している。

また、修了要件を充足しているかどうかは、修了認定の教授会において、確認・決議して修了を認定している。

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されている。なぜなら、香川大学大学院学則第45条2項、香川大学学位規則19条及び香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程第10条に明記された修了要件は、修学案内を通して学生に周知しており、修了要件を充足した学生のみを教授会で修了判定している。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- (1) 必修科目のカリキュラムが、理論的教育と実務的教育の架橋を意識しつつ段階的に編成されている。
- (2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目がそれぞれの教育目標のもとに開講されている。
- (3) 公法系、民事系、刑事系の分類においてバランスよく科目が配置されている。
- (4) 各授業の授業期間、授業回数が確保されている。
- (5) 必修科目の時間割編成がバランスよく適切に実現されている。
- (6) 高密度の少人数教育

本研究科は、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し組織していることにより、1学年20名の学生定員に対し現員19名の専任教員を整えており、専任教員1人当たりの学生数は、1学年につき1.05人となり、全国の法科大学院の中でもトップクラスの密度である。これにより、学生一人ひとりに対するきめ細やかな指導が可能となり、法科大学院に求められる双方向・多方向形式による密度の高い教育が実現されている。

- (7) 厳格な成績評価・単位認定を行う組織的な体制・措置が講じられている。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

TKC を通じた予習・復習課題、レジюме・教材等の提示は、特にコンピュータ操作に馴染んでいない年配層の教員の中に、実施できていない者がおり、100%の実施が課題となっている。今後も引き続きパソコン操作関連のFD研修の機会を設ける。

基準6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本研究科では、厳格な成績評価及び2年次及び3年次の進級の際、成績不良者の履修制限制度を設けることで、学力の保証を図っている。《資料6-1-1-1》

平成20年度に入学した29人（3年コース26人、2年コース3人）中、所定年限で修了した者は16人（全員3年コース14人、2年コース2人）で、退学者は8人（3年コース7人、2年コース1人）で、成績不良で原級した者は4人（全員3年コース）であり、平成21年度に入学した15人（全員3年コース）中、所定年限で修了した者は4人で、退学者は9人で、成績不良で原級した者は2人であり、平成22年度に入学した18人（3年コース15人、2年コース3人）中、所定年限で修了した者は7人（3年コース6人、2年コース1人）で、退学者は6人（3年コース5人、2年コース1人）で、成績不良で原級した者は5人（3年コース4人、2年コース1人）である。「標準修業年限内の修了率」は、平成20年度入学者については55.2%、平成21年度入学者については26.7%、平成22年度入学者については38.9%である。また、平成23年度入学者の3年コースは修了していないが、2年コースの1人は2年で修了しているため、2年コースのみでは100%である。また、平成20年度入学者29人のうち標準修業年限で修了した者は16人、半年遅れが1人、1年遅れは3人であるから、「標準修業年限×1.5」年内修了率は69.0%、平成21年度入学者15人のうち標準修業年限で修了した者は4人、1年遅れは2人であるから、「標準修業年限×1.5」年内修了率は40.0%、平成22年度入学者18人のうち標準修業年限で修了した者は7人、半年遅れが1人、1年遅れは1人であるから、「標準修業年限×1.5」年内修了率は50.0%である。《資料6-1-1-2》

延べ履修科目351科目に対する単位修得率は、不可の科目数は16であり、95.4%である。

《資料6-1-1-1》 成績不良者の履修制限

(7) 成績不良者の履修制限

成績不良者の履修を次のように制限する。

- 1) 基礎科目群の修得が合計24単位に達しなかった者は、2年次配当の基幹科目群の全科目並びに実務基礎科目群のうち「要件事実論」及び「刑事訴訟実務」を履修することができない。
- 2) 基礎科目群の修得が合計32単位に達しなかった者、または、基幹科目群の修得が合計16単位に達しなかった者は、3年次（2年コース2年次）配当の総合演習科目群及び実務基礎科目群を履修することができない。

出典：平成25年度修学案内12頁より

《資料6-1-1-2》 平成25年10月1日現在の入学者数、退学者数、原級者数、修了者数及び修了率

入学年度	入学者数	退学者数	原級者数	修了者数	標準修業年限内の修了者数	標準修業年限内の修了率
平成20年度	29(3)	8(1)	4(0)	20(2)	16(2)	55.2%
平成21年度	15(0)	9(0)	2(0)	6(0)	4(0)	26.7%
平成22年度	18(3)	6(1)	5(1)	9(2)	7(1)	38.9%
平成23年度	10(1)	1(0)	2(0)	1(1)	1(1)	100%
平成24年度	6(1)	0	0	—	—	—
平成25年度	6(2)	0	0	—	—	—

* 退学者には除籍者を含む ** () 内は、うち数で2年コース者数

*** 平成23年度は、2年コースのみの修了者数及び修了率

出典： 学務第一係保管資料より作成

【分析結果とその根拠理由】

延べ履修科目に対する単位修得率は低くはないものの「標準修業年限内の修了率」及び「標準修業年限×1.5」年内修了率」が下がってきていることは、数値の上からも明らかであるが、それは厳格な成績評価が行われていることの現れでもある。しかし、「標準修業年限内の修了率」及び「標準修業年限×1.5」年内修了率」が下がってきていることに対しては、授業以外で学生の修学への支援が必要と考えられる。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

学生の授業評価アンケートについては、授業内容の程度（レベル）・わかりやすさ・進捗等の教育内容に関わる項目、教材や機器の効果的使用・教材の提供・予習や復習の指示・教員の話し方等の教育方法に関する項目を設けており、各項目に応じて5段階で評価する内容となっている。このアンケート結果から、科目ごとに、あるいは全体的に問題点を明確化し、レジュメの改訂等改善策を検討している。

また、授業評価アンケートには、択一項目に加えて、学生が自由な意見や要望を書き込める欄を用意している。各教員は改善が必要と考える項目について改善策を考え、全体FD研究会で報告し、その内容を基にしてTKCの各自の授業ライブラリーに自らのコメントを掲載し、学生へのフィードバックを行っている。

平成22年度前期から平成24年度後期までの基礎科目群科目（基礎演習科目群科目を含む）、基幹科目群科目（総合演習科目群科目を含む）及び実務基礎科目群科目の5段階評価の平均値は、全体的に見ると、徐々に上昇している。《資料6-1-2-1》

基礎科目群科目全体では、平成22年度後期でいったん下がったが、平成23年度前期・後期及び平成24年度前期・後期は、3.69、3.79、3.86、3.90と上昇している。基幹科目群科目全体では、平成23年度前期にいったん下がったが、平成23年度後期及び平成24年度前期・後期は、3.92、4.06、4.35と上昇している。実務基礎科目

群科目では、平成24年前期でいったん下がっているが、平均値は、平成22年度前期から平成24年度後期まで、4点を超えている。

《資料6-1-2-1》 授業評価アンケートに見る授業の満足度

【14】総合的に判断して、この授業に満足していますか？（平均値）

	基礎科目群	基幹科目群	実務基礎科目群
平成24年度後期	3.90	4.35	4.50
平成24年度前期	3.86	4.06	4.48
平成23年度後期	3.79	3.92	4.69
平成23年度前期	3.69	3.33	4.62
平成22年度後期	3.62	3.96	4.61
平成22年度前期	3.66	3.14	4.05

* 基礎科目群には、基礎演習科目群を含み、基幹科目群には、総合演習科目群を含む。

出典：学務第一係保管資料より

【分析結果とその根拠理由】

全体的に、学期をおうごとに徐々に上昇しており、3年間にわたる5段階評価の平均値も、基礎科目群では3.6超、基幹科目群では3.14と低い学期もあったが、平成24年度は前期・後期ともに4を超えており、実務基礎科目群では全期4を超えており、学習の満足度に関する学生の授業評価アンケートの結果から判断して、学習成果が上がっている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点6-2-①：就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

司法試験合格者数が少ないとはいえ、修了年に司法試験に合格した者は、司法試験合格者28中の11名で、44.4%であり、FD会議に基づく授業の改善、教員による自主ゼミの支援など、学修支面でのサポートの成果が認められる《資料6-2-1-1》

《資料6-2-1-1》平成25年10月1日現在の在修了者数及び司法試験合格者数

入学年度	修了者	司法試験合格者
平成16年度	25	8(3)
平成17年度	24	3(0)
平成18年度	36	4(2)

平成 19 年度	24	7(4)
平成 20 年度	20	2(0)
平成 21 年度	6	2(0)
平成 22 年度	9	1(1)
平成 23 年度	1	1(1)
平成 24 年度	-	-
平成 25 年度	-	-
合計	145	28(11)

* 司法試験合格者の（ ）内の数字は、うち数で修了年合格者数

出典： 学務第一係保管資料より作成

なお、司法試験合格者以外では、国家公務員 5 人（裁判所事務官 1 人）、地方公務員 10 人、営利企業勤務 12 人（うち、法務部以外 10 人、法務部 2 人）、法律事務所職員 4 人及び主婦 4 人である。

<別添資料>

- ・ アンケート用紙
- ・ 修了後の進路

【分析結果とその根拠理由】

修了者の就職先等にアンケート調査をしているが、回答者が少なく、就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているかどうか判断することはできない。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

特に今まで修了生に学習成果に関する調査は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

意見聴取を実施したことがないので、判断できない。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員と学生との垣根が低く、学生が教員による指導を受けやすい学習環境にある。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

「標準修業年限内の修了率」及び「標準修業年限×1.5」年内修了率」が下がってきており、また、司法試験合格者数が少ないことは否めないところであり、教員による自主ゼミへの積極的な支援をすることになっている。

中教審法科大学院特別委員会の指摘事項の改善のため、授業の質の向上への取り組みを強化する。とりわけ、演習科目において、知識の獲得だけでなく、知識を使った法的思考力（論述力）を強化する教育を実施することになっている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到る状況】

(1) 教室

講義室については、次表の①～⑦の教室、⑧⑨の演習室が利用可能である。《資料 7-1-1-1》

①②⑥の教室には、それぞれビデオ会議システムの設備一式を備え、愛媛大学等、他大学との遠隔授業や会議に対応できる。また、①②③⑦の教室では、教材提示装置を備えており、効果的な授業の展開に役立っている。

《資料 7-1-1-1》 教室・演習室一覧

①	第1講義室(80席)	幸町南3号館 ・ 118 m ²
②	第2講義室(44席)	幸町南3号館 ・ 68 m ²
③	第4講義室(57席)	幸町南6号館 ・ 69 m ²
④	第2講義室(51席)	幸町南6号館 ・ 69 m ²
⑤	模擬法廷室	幸町南3号館 ・ 67 m ²
⑥	円卓法廷室	幸町南6号館 ・ 53 m ²
⑦	特別講義室	又信記念館1階・106 m ²
⑧	第2演習室(20席)	幸町南6号館 ・ 35 m ²
⑨	第3演習室(20席)	幸町南6号館 ・ 34 m ²

(2) 教員研究室

教員研究室については、幸町南6号館に13室、幸町南3号館に2室を確保し、これを専任教員に各1室ずつ割り当てている。このほかに、幸町南6号館に法務研究科長室を1室確保している。いずれも20 m²以上の部屋であり、教員が研究及び授業準備を行う場として十分な広さを有するとともに、1年中24時間の使用が可能である。

教員研究室、派遣教員控室及び非常勤講師控室は、いずれの部屋も、机、椅子、書架、ロッカー等、必要な備品が整っている。また、各部屋の情報コンセントからインターネットにアクセスできる環境にあり、教育及び研究の効果的な実施に必要な設備及び機器は十分整備されている。

<別添資料>

- ・ 幸町南6号館の見取り図

(3) 学生自習室

本研究科専用に98席の自習室（幸町南2号館・303㎡）があり、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。また、学生討論室（幸町南3号館・24㎡）を1室確保している。自習室及び学生討論室は、入退館システムにより1年中24時間の利用が可能である。

自習室の各キャレルには学内LANに接続する情報コンセントが備わっている。自習室に端末パソコンを持ち込むことによりインターネットへの常時接続が可能となるとともに、自習室に設置しているネットワーク・プリンタを利用しての印刷も可能である。なお、自習室に設置しているプリンタはスキャナと結ばれており、コピー機としても利用できる。

学内LAN接続により、自習室のパソコン端末から香川大学の図書館や法学資料室に収蔵されている図書資料を検索する「図書館システム蔵書検索（OPAC）」やオンラインデータベースである「判例体系」が利用可能である。自習室と図書館及び法学資料室は近接した位置にあり、学生は、図書検索システムの利用により、効率的に必要な図書資料にアクセスすることができる。

<別添資料>

- ・ 自習室の見取り図
- ・ 香川大学建物配置図
- ・ 研究交流棟（法科大学院教員研究室）の図
- ・ 附属図書館（法科大学院教員研究室）の図
- ・ 備品リスト

(4) 耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面

本研究科の施設については、耐震工事は終了している。

本研究科の施設（香川大学法学部及び香川大学大学院地域マネジメント研究科との共用）には、車イス用のスロープ、エレベーター、障害者用のトイレが設置されており、身体に障害のある学生の受け入れができる環境を整えている。

連合法務研究科の教室・教員研究室・自習室の建物は、セキュリティシステムにより入室・退室の管理をしている。

<別添資料>

- ・ スロープ配置図

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の1学年の学生定員は20人であり、必要な場合には複数クラスに分けられるため、教室・演習室が受講生にとって手狭となることはない。

本研究科は、専用の自習室を有しており、学生一人ひとりに専用のキャレルが割り当てられ、各キャレルには情報コンセントも備わっている。また、自習室は、1年中24時間使用でき、ネットワーク・プリンタ等日常の学習に必要な設備も整っている等、自習室を拠点として、勉学に専念できる環境が整備されている。

専任教員には各1室ずつ割り当てられて、インターネット接続も可能で、教育研究活動に必要な施設・設備が整備されている。

施設・設備の耐震化を行い、バリアフリー化も実施しており、また、各建物につき電子錠を利用して安全・防犯面の配慮もしている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

第1講義室、第2講義室及び円卓法廷室の教室には、それぞれビデオ会議システムの設備一式を備え、愛媛大学等、他大学との遠隔授業や会議に対応できる。また、第1講義室、第2講義室、第4講義室及び特別講義室の教室では、教材提示装置を備えており、効果的な授業の展開に役立っている。

専任教員研究室、派遣教員控室及び非常勤講師控室は、各部屋の情報コンセントからインターネットにアクセスできる環境にあり、教育及び研究の効果的な実施に必要な設備及び機器は十分整備されている。ケーブルだけではなく、無線 LAN も利用できるように整備されている。

TKC のシステム（法科大学院研究教育支援システム）を採用し、判例データベースなどを利用できる。また、図書館のホームページでは、「学習研究支援ポータル」において、論文検索や新聞記事検索などが利用できるようになっている。これらは、学生も自習室の各自のキャレルに備えられているパソコン端末から利用することができる。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、各教員の研究室や学生用の自習室から 24 時間利用できる ICT 環境が整備され、有効に活用されている。

以上のことから本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

図書館(中央館・7、301㎡)の理念は、「世界水準の教育研究活動を推進する香川大学の中核として、真理を求める研究者・創造的で人間性豊かな専門職業人の養成に貢献する。あわせて、地域における学術・文化・情報の拠点として施設を積極的に開放し、共生社会の実現および自立した市民の養成に貢献する。」ことであり、「○教育研究に関する学生、教職員及び市民の多様な要望に対応できるように学術・文化・情報基盤を整備する。○情報の入手・利用を容易にするため、レファレンス機能および電子図書館的機能を充実し強化する。○蓄積された情報を活用して、市民への情報発信活動を企画し実行する。」を目標としている。

(<http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/www/idea.pdf>より)

図書館には和書・洋書合わせて約 62 万冊の蔵書が配架され、約 2、000 種類の国内外の学術雑誌がある。図書館には、必要な視聴覚資料も備えられている。法学資料室には、法律系雑誌や各大学の機関誌、記念論集が配架されている。電子ジャーナルについては、図書館のホームページの中にある「香川大学電子ジャーナル総合案内」

(http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/www1/e-journal/ej_list.html)から入って利用できる。主要なものとしては、ScienceDirect、CiNii ディレクトリ、DOAJ、EZB、HighWire Press、研究紀要全文-全国版-がある。また、判例や一部の学術雑誌については、TKC からダウンロードすることも可能である。そして、教員および学生は、これらの図書等を恒常的に利用することにより、日々の教育研究に役立っている。

図書館においては、閲覧席数530席を備え、授業期における開館時間は、祝日等を除き、平日は午前8時半～午後10時、土曜・日曜は午前10時～午後10時である。なお、利用登録した学生等は、閉館後も申請により時間外利用ができる。

図書館には、図書館蔵書検索及びデータベース検索・閲覧用の情報端末機器が設置されており、また、館内において文献複写用のコピー機も利用可能である。

図書の貸出は、教員・学生ともに、一般貸出の場合であれば最大5冊まで2週間、書庫内図書貸出の場合であれば最大で20冊まで2カ月間の貸出を受けることができる。また、図書館入口には、図書の持出し防止システムが設けられており、図書館職員の日常的な管理業務を通じて、図書資料の適切な管理及び維持が図られている。

《資料7-1-3-1》

《資料7-1-3-1》 附属図書館の利用案内

◆ 開館時間

- ・ 平 日 8：30～22：00
- ・ 土曜日・日曜日 10：00～22：00（[休館日](#)に注意！）

※ 申請により閉館後の時間外利用（無人）が出来ます。

詳細は [サービス・カウンター（学術情報サービス）](#) にお問い合わせください。

up▲

◆ 休館日

- ・ 国民の祝日
- ・ 夏季及び冬季の休業期間並びにこの学年末試験終了日から第1学期授業開始前日までの間の土曜日及び日曜日
- ・ 12月27日から翌年の1月4日まで

注！ 開館時間の変更や臨時休館は[開館カレンダー](#) をご覧下さい。

up▲

◆ 貸出・返却→[学術情報サービス担当](#)

- ・ 冊数及び貸出期間

・ 利用者別	・ 貸出冊数		・ 貸出期間	
	・ 一般貸出	・ 書庫内図書貸出	・ 一般貸出	・ 書庫内図書貸出
・ 本学の事務系職員*	・ 5冊		・ 2週間	
・ 本学の学部学生*				
・ 本学の旧職員				
・ 本学の卒業生				
・ 本学の教官*	・ 5冊	・ 20冊	・ 2週間	・ 2か月
・ 本学の大学院・専攻科学生*				
・ 本学の名誉教授*				
・ 本学の研修員等*				
・ その他一般利用者	・ 5冊		・ 2週間	

・ *印=夏休み、冬休みは貸出期間が長くなります。

・ 貸出できない資料

1. 参考資料（辞典、事典、目録、年鑑、年報、地図等）のうち禁帯出の表示のある図書等
2. 貴重図書（現在は神原文庫にある図書等）
3. 新聞（縮刷版を含む）
4. 新着雑誌
5. 視聴覚資料のうち禁帯出の表示をしたもの
6. マイクロ資料

・ 貸出予約

1. 貸出中の資料を次に借りたいときは、OPAC検索画面から予約することができます。（[詳細](#)）

・ 返却遅滞者に対する貸出停止

1. 返却期限を超過した資料がある場合はそれらの資料が返却されるまで貸出を停止します。

up▲

◆ 図書館利用ガイダンス→[学術情報サービス担当](#) 図書館を有効に活用していただくために、次のような利用ガイダンスを実施しています。

館内ツアー

蔵書検索法

文献の探し方

電子ジャーナル活用法

詳細は、「[図書館利用ガイダンスのご案内](#)」をご覧ください。

授業等での申込みも受け付けておりますのでご活用ください。

up▲

◆ 文献複写→[学術情報サービス担当](#) 図書館備え付け資料の複写サービスを行っています。

・ 料金

・ 学内利用者	・ モノクロ1枚 10円	・ カラー1枚 30円
・ 学外利用者	・ モノクロ1枚 35円	・ カラー1枚 60円

・

・ 受付時間 平日 9:00～16:45（第1・第3水曜日は10:15～13:00 14:00～16:45）

・

・ コイン式複写機が利用できます。注！ 所定の文献複写申込書に記入の上、著作権を厳守してご利用ください。 up▲

◆ 相互利用サービス→[学術情報サービス担当](#) 当館にない資料は、学外からの複写サービスや、資料の貸出を受けられます。学内利用者対象のサービスです。

○ 複写依頼

・ 他館から必要な部分の複写物を取り寄せます。

・ 複写料金（1枚35～40円程度）+郵送料等の実費負担となります。

- 資料の借用
- ・ 他館からの資料の借用も可能です。
- ・ 郵送料（往復）の実費負担となります。
- ・ up▲ ◆ レファレンス→[学術情報サービス担当](#) 資料の所在調査、事項調査、二次資料の使用法などお気軽にお尋ねください。 up▲ ◆ 他館の利用→[学術情報サービス担当](#) 国立大学図書館を利用する場合
- 教職員及び大学院院生は・・・ 学生証・身分証明書を提示してください。
- 学部学生には・・・ 「(他館宛)利用願」を発行しています。（ただし、中・四国地区国立大学図書館は学生証の提示のみで利用できます。）
- ・ その他の機関を利用する場合
- 原則として「(他館宛)利用依頼書」が必要です。前日までに「[他館利用依頼書発行願](#)」を学術情報サービス担当まで提出してください。
- ・ up▲

出典： 附属図書館のホームページ <http://www.lib.kagawa-u.ac.jp/www/annai.html> より

<別添資料>

- ・ 図書・設備の表
- ・ 図書データ①②③

【分析結果とその根拠理由】

以下の理由から、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されている。

- ・ 附属図書館・資料室に法学に関する一定数の図書等を備えている。
 - ・ TKC から一定の資料をダウンロードすることが可能である。
 - ・ 教員および学生は、これらの図書等を恒常的に利用して、日々の教育研究に役立てている。
- 以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到に係る状況】

本研究科専用に 98 席の自習室（幸町南 2 号館・303 m²）があり、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。また、学生討論室（幸町南 3 号館・24 m²）を 1 室確保している。自習室及び学生討論室は、入退館システムにより 1 年中 24 時間の利用が可能である。

自習室の各キャレルには学内 LAN に接続する情報コンセントが備わっている。自習室に端末パソコンを持ち込むことによりインターネットへの常時接続が可能となるとともに、自習室に設置しているネットワーク・プリンタを利用しての印刷も可能である。なお、自習室に設置しているプリンタはスキャナと結ばれており、コピー機としても利用できる。

学内 LAN 接続により、自習室のパソコン端末から香川大学の附属図書館や法学資料室に収蔵されている図書資

料を検索する「図書館システム蔵書検索 (OPAC)」やオンラインデータベースである「判例体系」が利用可能である。自習室と図書館及び法学資料室は近接した位置にあり、学生は、図書館システムの利用により、効率的に必要な図書資料にアクセスすることができる。

TKCを通じて、「基礎力確認テスト」や「短答式過去問題演習トレーニング」の利用により、自己の現在の実力をみることもできる。

学生が希望する図書は、適宜 TKC の「お知らせ」欄を通じて学生に呼びかけて、購入している。《資料 7-1-4-1》

《資料 7-1-4-1》 図書購入希望調査お知らせ

掲載日	2013/10/11
掲載者	直井義典
件名	書籍の購入希望調査
内容	今年度の設備充実費に多少の余裕がありますので、派遣教員控室・自習室への備え付けを希望する図書がある学生は、書籍名・著者・ISBN・価格を明記のうえ、10月21日(月)までに naoi@ls.kagawa-u.ac.jp まで申し出て下さい。

出典： TKC 掲載のお知らせ欄より

<別添資料>

- ・ 自習室の見取り図
- ・ 学生討論室の利用状況

【分析結果とその根拠理由】

自習室及び学生討論室は24時間利用可能であり、必要な図書も、図書館を通じると時間がかかるため、適宜、本研究科の設備充実費を利用して早期納入を可能にしており、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

毎年、4月の授業開始前にカリキュラム、臨床法学教育やチューター制度の説明等を行っている。平成25年度は、4月3日(水)に在学学生ガイダンスを、4月4日(木)に新入生ガイダンスを実施した。特に新入生については、教務・設備委員会の委員である専門教務担当の教員が、学生に配付した修学案内をもとに、カリキュラムについて説明を行っている。

<別添資料>

- ・ 平成25年度ロースクール新入生ガイダンス配付資料

- 平成 25 年度ガイダンス予定表

【分析結果とその根拠理由】

授業科目の選択の際のガイダンスは、年度始めに専門教務担当の教員が修学案内等の資料を配付するとともに、それに基づいて適切に実施されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点到係る状況】

毎年、前期・後期に学生面談を行っており、そこで学生のニーズを直接聞いたりしている。入学者が減少してきたため、平成 24 年度入学生から、入学生全員の状況を把握するため学年主任制を採用し、主任 1 名と副主任 2 名で学生と面談を行っている。面談記録は、学務第一係に保管され、全体 FD 研究会でも配付されて、各学生の状況を全教員で共通認識できるようにしている。《資料 7-2-2-1》

《資料 7-2-2-1》 学生面談

差出人： 三谷 忠之
 件名： 後期の学生面談について
 日時： 2013年9月3日 13:44:06:JST
 宛先： 連合法務研究科教員各位
 Cc: 三谷雅恵さま、 中野美千代さま

三谷忠之@教務・設備委員会委員長です。

後期の学生面談ですが、早めに9月17日以降から始めていただければ幸いです。

各学生のGPAについては、近いうちにメールボックスに学務係担当者から入れていただきます。

宜しくお願いします。

三谷 忠之 2013年10月17日 12:52
 宛先： 連合法務研究科教員各位
 Cc: 中野美千代さま
 面談記録の提出について

三谷忠之@教務・設備委員会委員長です。

後期に学生面談をされた先生方は、学務係の中野さんのほうに面談記録のご提出方お願いします。

出典： 教務・設備委員会委員長三谷忠之の送信済みメールより

オフィスアワーを設定し、シラバスにもその時間帯を公表し、学生の相談に応じられるようにしている。

平成24年3月14日、平成25年6月5日には、学生の意見を聴く会を教務・設備委員会が主催で開催し、ここでも学生からの意見を聴取し、取り入れるべき意見は取り入れ、学生のニーズに応えるようにしている。たとえば、レジュメの内容で、授業と司法試験との関係を明確にするために過去の司法試験問題を挿入したりする点で、工夫を求められたことについては、担当教員に伝達し、修正をした。《資料7-2-2-2》

《資料7-2-2-2》 学生の意見を聴く会

掲載日	2013/6/5
掲載者	三谷忠之
件名	学生の意見を聴く会
内容	<p>教務・設備委員会委員長の三谷です。</p> <p>きたる6月21日（金）9：30?10：20の時間帯に、第1講義室において、教務・設備委員会の構成員が、みなさんの意見を聴く会を昨年度に続き実施することにしました。</p> <p>忌憚のない意見交換をしたいと思いますので、ぜひ積極的に参加してください。</p>

出典： TKC 掲載のお知らせ欄より

特に「特別な支援を行うことが必要と考えられる学生」向けというわけではないが、自主ゼミ支援を行っている。平成25年度前期には、憲法（井口）、行政法（鹿子嶋）、民法（直井）、会社法（籠池、溝渕）、民事訴訟法（三谷）、刑法（大山）、刑事訴訟法（安西）、経済法（柴田）が自主ゼミを学生の求めにより行った。《資料7-2-2-3》

《資料7-2-2-3》 自主ゼミ支援

掲載日	2013/10/3
掲載者	馬淵 勉
件名	自主ゼミ支援について
内容	<p>自主ゼミ支援について</p> <p>在学生の皆さんへ</p> <p>本年度、5名が司法試験に合格することができました。合格者体験発表会で得られた学習方法を参考に皆さんも合格を勝ち取りましょう。</p> <p>さて、先日の教員の会議（通称FD会議）で、司法試験合格者の増加に向けて、在学生の自主ゼミの結成を促し、教員もその学習の支援を強化することになりました。</p>

	<p>在学生同士（あるいは修了生と一緒に）自主ゼミを組んで学習する場合、どのような内容・方法で学習したいのかを決定して、指導を受けたい教員がいればその旨を申し出てください。</p> <p>因みに、本年前期に自主ゼミで指導されていた教員名と科目は以下のとおりです。ゼミの学生あるいは当該教員又は馬淵に相談してください。 井口先生（憲法）、鹿子嶋先生（行政法）、直井先生（民法）、籠池先生（会社法）、溝渕先生（会社法）、三谷先生（民事訴訟法）、大山先生（刑法）、安西先生（刑事訴訟法）、柴田先生（経済法）</p> <p>また、後期から、津川先生（刑法）が支援可能です。</p> <p>なお、愛媛大学においては、小川先生（民法）、小林先生（刑法）が自主ゼミを実施していただけます。</p> <p>学習支援委員会 馬淵勉</p>
出典：TKC掲載のお知らせ欄より	

<別添資料>

- ・ 2012年4月28日実施の学生の意見を聴く会の結果報告
- ・ 平成25年度学生の意見を聴く会の報告書
- ・ 個別面談記録

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われている。教務・設備委員会委員長から面談実施及び面談記録の提出を促すメール送信し、面談者は学生の話聞いた結果を全体FD研究会で報告して、全教員が共通認識のもと、必要な対応をしているから。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているかどうかについては、特に「特別な支援を行うことが必要と考えられる学生」のみを対象としたものではないが、自主ゼミ支援をしており、実質的にそのような学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、現に自主ゼミが開催されているから、肯定することができる。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点7-2-③： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

課外活動は存在しないが、教員は、授業外での学生の自主ゼミ開催を呼びかけたり、自主ゼミに参加して指導を行う等の支援を実施している。《資料7-2-2-3》

学生数が少なく、学生委員会等の組織はない。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの要望があれば、できる範囲での協力をしている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-④： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点到係る状況】

学生の生活支援等に関する学生のニーズは、個別の学生面談やオフィスアワーを利用した相談により適切に把握することができ、相談・助言も直ちに行うことができている。

学生の健康、ハラスメントに関する相談体制は、大学が設ける制度と連携しながら整備している。

香川大学保健管理センター (<http://www.kagawa-u.ac.jp/health/>) は、定期健康診断のほか、心や体の健康に関する相談に随時応じており、学生は、事前に予約をすれば、医師、保健師及び臨床心理士の資格を有する専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。同センターの利用案内等は、ホームページでも学生に周知されている。《資料 7-2-4-1》

《資料 7-2-4-1》 香川大学保健管理センター

利用案内

- 健康相談と応急措置
- 定期健康診断
- 心理相談
- 禁煙外来
- セルフ・アセスメント・コーナー

場 所	利 用 時 間	TEL	ユーザー名	ドメイン
本部 (幸町)	8:30~17:15 (土、日、祝日を除く)	087-832-1282	hhokekan	ao.kagawa-u.ac.jp
医学部分室		087-891-2364	mhealth	jim.ao.kagawa-u.ac.jp
工学部分室		087-864-2035	thokekan	ao.kagawa-u.ac.jp
農学部分室		087-891-3040	ahokekan	ao.kagawa-u.ac.jp

※メール時には、ユーザー名@ドメイン(例:taro@example.ac.jp)の形でご使用ください。

- 構内マップ (略)

出典： 香川大学保健管理センターのホームページの「利用案内」より

ハラスメントに関しては、全学の体制としてハラスメント相談員が置かれている。相談員の連絡先（電子メールアドレス、電話番号）は学生に公表されており、随時相談を受け付けることができる体制となっている（香川大学のホームページ>学生生活・就職>学生生活の手引き>相談窓口>ハラスメント相談）。本研究科から、現在は男性教員2人が相談員となっている。

その他、香川大学学生生活支援グループにより、「なんでも相談窓口」が設けられており、研究交流棟1階の窓口において、学生からの各種相談を広く受け付ける体制が整えられている。同窓口の利用案内は、香川大学のホームページ（>学生生活・就職>学生生活の手引き>相談窓口>なんでも相談窓口）において学生に周知されている。《資料7-2-4-2》

《資料7-2-4-2》 なんでも相談窓口

なんでも相談窓口

教育・学生支援室学生生活支援グループでは、学生のための「なんでも相談窓口」を開いています。

文字どおり、いろんな相談に応じますので、気軽に声をかけてください。

また、女子学生専用の窓口もありますのでご利用ください。

- ・悩みを持っているが、どこに相談してよいか分からない場合
- ・有意義で充実した大学生活を送りたいが、そのために何をしたらよいか分からない場合
- ・被害やトラブル等に遭った場合
- ・大学の改善、充実等について、アイデア等を持っている場合
- ・大学等に意見、苦情、要望等がある場合
- ・その他、どんな些細なことでもかまいません。

○窓口の場所:教育・学生支援室学生生活支援グループ（研究交流棟1階）

○受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

直接、「なんでも相談窓口」へ来ててください。あるいは、下記に連絡してください。

「なんでも相談窓口の連絡先」

担当者 教育・学生支援室学生生活支援グループ（学生支援担当）
 電話番号 087-832-1160（内線1160）
 メールアドレス nandemos@ao.kagawa-u.ac.jp
 （@を半角に直してご利用下さい）
 住所等 〒760-8521 高松市幸町1-1 研究交流棟1階
 香川大学教育・学生支援室学生生活支援グループ「なんでも相談窓口」

「女子学生のための相談窓口の連絡先」

担当者 教育・学生支援室学生生活支援グループ（学生支援担当）
 電話番号 087-832-1161（内線1161）
 メールアドレス jyosodan@ao.kagawa-u.ac.jp

(@を半角に直してご利用下さい)

住所等 〒760-8521 高松市幸町 1-1 研究交流棟 1 階
香川大学教育・学生支援室学生生活支援グループ「女子学生のための相談窓口」

出典： http://www.kagawa-u.ac.jp/campus_life/student_life/qa/advice/より

就職等進路に関しては、香川大学には、学生の進路相談に応じることを目的に「キャリア支援センター」(<http://www.kagawa-u.ac.jp/career/>)が設置されており、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供等が行われている。また、希望する学生は、キャリア・コンサルタントの資格を有する就職指導相談員による面談を受けることもできる。本研究科の学生も同センターの利用実績がある。また、本研究科のホームページにおいても、職員採用の案内などの求人情報を掲載している。たとえば、最近では、「東京弁護士会からの求人のお知らせ」、「明石市職員採用募集の案内」、「宮崎市職員（法律専門職）採用募集の案内」、「日本司法支援センター常勤職員採用の案内」、「全国信用保証協会連合会正規職員採用募集の案内」を掲載した。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援についてであるが、そのような求めは学生からはない。ストーカーまがいの被害に会いそうな学生からの相談ごとは一件あったが、弁護士資格を有する教員が個別に対応した経験はある。

<別添資料>

- ・ 国立大学法人香川大学ハラスメント防止規則

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われている。なぜなら、広報もホームページを通じて行われ、学生のニーズを聞く機会もオフィスアワーや個別面談などを通じて実施しており、学生の相談を拒否したりすることもなく、また、学生からもこれらの点での苦情はないからである。

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているかについては、そのような支援を求められたことがないので、いずれともいえないが、法的な側面からの支援はできる状況にある。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-⑤： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

一般的なものとしては、日本学生支援機構の奨学金制度があり、本法科大学院の学生も、多数の者が奨学生となっている。これらの奨学金については、本研究科のパンフレット、ホームページおよび入試説明会において周知している。

《資料 7-2-5-1》

《資料7-2-5-1》日本学生支援機構奨学生数（平成24年度）

区分	第一種（無利子）			第二種（有利子）			計	
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	第一種	第二種
連合法務研究科	1	2	3	0	0	2	6	2

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

大学により実施されている経済的支援措置としては、申請に基づき、家庭状況や学力等一定の基準を充たす学生につき、年間授業料の半額又は全額を免除する制度があり、本研究科の学生も、多数この措置による支援を受けている。《資料7-2-5-2》

《資料7-2-5-2》香川大学授業料免除状況（平成24年度）

区分	学期	内訳			
		申請者数	全額免除	半額免除	不許可
連合法務研究科	前期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		3	0	3	0
	後期	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
		4	0	3	1

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

同様に、入学料についても、これを免除ないし徴収猶予する制度がある。ただし、全額免除者はいない。《資料7-2-1-3》

《資料7-2-5-3》香川大学入学料免除及び徴収猶予状況

連合法務研究科	入学料半額免除者数	入学料徴収猶予者数
平成18年度	3	0
平成19年度	2	2
平成20年度	4	6
平成21年度	1	2
平成22年度	1	3
平成23年度	2	5
平成24年度	6	0

(出典：学生生活支援グループ保有データから作成)

また、学業成績等を基に特待生を選考し、当該学年の後期分授業料を全額免除する制度（学部、大学院とも、1年次の学生を除く。）が導入されている。これにより、特に成績が優秀と認められる特待生については、家庭状況や経済状況のいかんに関わらず、本人の申請によることなく、当該年度の後期の授業料が免除され、本法科大学院からも、毎年1人ないし2人の学生が本制度により特待生に選ばれている。

さらに、平成22年度からは、本法科大学院が行う入学者選抜試験結果の上位者5人につき、在籍期間中の授業料を全額免除する制度が導入され、以降、毎年度、5人の全額免除者を認定している。平成25年度入学生からは、5人に変更はないが、GPAが3.0に満たない場合は、次年度の免除を受けられないことに変更された。

<別添資料>

- ・ 香川大学授業料及び寄宿料の免除等に関する規程
- ・ 香川大学特別授業料免除(連合法務研究科生)に関する取扱要項
- ・ 香川大学における入学料の免除及び徴収猶予取扱規程

【分析結果とその根拠理由】

日本学生支援機構の奨学金制度以外に、本研究科独自の又は香川大学全体の経済支援の制度が充実しており、趣旨通りに現に援助を受けている学生がいるので、学生に対する経済面の援助が適切に行われている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学生への経済支援制度が充実している。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

学生討論室は予約制であるため、早い者勝ちであり、すぐに学生同士で議論できる場所を確保すべきであるが、現状の学内施設では確保できておらず、確保が難しい。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

FD・教育改善委員会は、教育の内容及び方法の改善と向上を図るため、専任教員全員が出席する全体FD研究会の年間計画を毎年3月に作成し、教授会開催日とは別の日に原則として毎月1回3時間半程度の時間を確保して、全体FD研究会を継続的に開催している。この全体FD研究会の下に、各専門分野系主任を責任者として各専門分野系FD会議を随時に開催している。

これらのFD活動を軸にして、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況に関する情報の共有と教育改善の検討・集約を推進している。各教員はトータルすると年間60時間程度、FD活動に参加している。これらのFD活動を軸にして、教育内容・方法及び学生の学習・到達状況に関する情報の共有と教育改善の検討・集約を推進している。

全体FD研究会や各専門分野系FD会議での報告・議論の結果、複数の教員が関与する基礎演習科目群及び総合演習科目群の科目等について、授業内容・方法が関係教員間において相互に調整され、その実施の結果を教務・設備委員会が確認している。適正かつ厳格な成績評価についても、同様に点検と協議を行っている。その議事要旨は、本法科大学院のホームページ上で公表している。定期的開催ようになった全体FD研究会は、平成22年度は13回、平成23年度は10回、平成24年度は11回開催した。《資料8-1-1-1》

《資料8-1-1-2》 第39回全体FD研究会

・ [トップページ](#) > [ニュース・トピックス](#) > 「第39回全体FD研究会」を開催しました。

「第39回全体FD研究会」を開催しました。

2013年7月24日（水）13：30から16：00まで、香川大学幸町南6号館1階小会議室において、第39回（2013年度第4回）全体FD研究会を開催しました。

17人が参加して、以下のテーマについて検討及び意見交換を行いました。

- ・ 各専門分野系FD会議の実施状況について 各分野系主任が分野系FD会議の実施日時や実施状況について報告した。
- ・ 授業参観の報告(継続) 教員全体で実施した授業参観の結果を報告し、各授業内容について議論、検討した。
- ・ 基幹科目の演習の充実について(基幹科目の授業参観) 授業内容について検討する必要を認識した。
- ・ 弁護士チューターの学習支援状況について 学習支援実施メモにより、学生の状況を認識した。

以上

出典： 連合法務研究科ホームページ http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/news_topics/2013/0724-1600.html より

全体 FD 研究会では、教育の質の向上・改善のため、前期と後期に行われる四国ロースクール四国弁連共同 FD 研究会の前に四国弁護士会連合会の弁護士及び各教員による授業参観の結果を検討し、それをもとに各教員は、自己の授業における教育の質の向上・改善を試みている。平成 22 年 9 月から平成 24 年度まで 7 回開催され、その記録要旨は、すべて本研究科のホームページ上で公表している。《資料 8-1-1-3》

FD・教育改善委員会は、学生への授業評価アンケートを毎学期実施し、その結果はすべて担当教員に文書で渡される。これを担当教員が自己分析し、授業改善の検討結果として全体 FD 研究会で報告する。それを教員全員で検討して組織的な授業改善の実現に取り組んでいる。その結果、各教員は、レジユメの内容や板書の方法等を改善したり、予習・復習時間の短い科目等について、適切な所要時間を考慮した予習事項を指摘したり復習課題を出したりしている。

本研究科では、学生カルテを作成し、各学生の成績、個人面談記録を保管し、個別学生の勉学状況につき、全体 FD 会議で情報交換し、対応を協議している。

《資料 8-1-1-3》 四国ロースクール四国弁連共同 FD 研究会

・ [トップページ](#) > [ニュース・トピックス](#) > 第 7 回四国ロースクール四国弁連共同 FD 研究会を開催しました。

第 7 回四国ロースクール四国弁連共同 FD 研究会

2013 年 6 月 19 日（水）16：30 から又信記念館 3 階第一会議室において、四国ロースクールと四国弁護士会連合会との第 7 回共同 FD 研究会を開催しました。

【写真略】

この共同 FD 研究会は「四国ロースクールと四国弁護士会連合会との共同 FD プロジェクト覚書」に基づくもので、6 月 9 日～19 日に実施された公開授業参観を経て開催されました。公開授業参観は遠隔授業システムにより愛媛大学からも参観できるものとし、本研究科教員のほか、四国 4 県の弁護士など多くの方が授業を参観しました。

共同 FD 研究会には、本研究科教員、四国弁連所属の弁護士の方々が参加しました。新井信之研究科長の挨拶のあと、各弁護士から参観した授業について感想を述べていただき、学生の学力状況に対応した授業内容・資料提示・質疑応答という観点に留意して意見交換を行い、教育の改善について助言を得ました。

共同 FD 研究会の終了後、香川大学幸町北キャンパス・学生会館 1 階生協食堂において、ロースクール学生との懇親会が開催されました。地元の弁護士の方々から勉学の心構えや実務の経験を聞くことができ、実り豊かな時間を過ごしました。

【写真略】

出典： 連合法務研究科ホームページ http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/news_topics/2013/0619-1031.html より

これらを含め、FD・教育改善活動については、本研究科のホームページ上で公表している。

<別添資料>

- ・ 平成 24 度全体 FD 研究会記録
- ・ 四国ロースクール四国弁連共同 FD 研究会記録

【分析結果とその根拠理由】

教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証

するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能している。全体FD研究会はほぼ毎月開催し、四国ロースクール四国弁連共同FD研究会は前期と後期の年2回（平成23年度は3回）継続的に開催されている。それらの研究会の成果は、各自の授業内容等に反映されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点8-1-②： 学部・研究科の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本研究科では、各年度の前期および後期の開講科目につき、学期末において、学生による授業評価アンケートを実施しており、個々の授業に関する学生の意見はアンケートを通じて汲み取れるようになっている。また、授業関連以外の施設面など学生の学習環境に関する事項等については、毎年実施している学生との個人面談において各種の要望や意見を聴取している。学生との個人面談及び学生の意見を聴く会については、観点7-2-②のところで説明したとおりである。具体的な事例としては、配付資料の内容について、レジュメと資料を分離させたり、司法試験問題を配付資料に含めたりした。

学生による授業評価アンケートの結果等は、教授会あるいは全体FD研究会で検討を加え、必要な改善を検討する材料とするとともに、連合法務研究科独自の自己評価（外部評価）においてその内容を提示し、また教員活動評価においても基礎データとして用いている。

教員については、前述の観点8-1-①で説明したように、全体FD研究会を通じて意見交換を行っている。

職員からの意見の聴取の機会を特別に設けることはしていないが、教務・設備委員会において出席している職員の意見を聴取することはある。

<別添資料>

- ・ 学生による授業アンケート結果、記述欄回答例、フィードバック・システム要項

【分析結果とその根拠理由】

学生との個人面談・意見交換会及び教員間の意見交換会が定期的実施され、レジュメの内容などの改善を行っていることから、本研究科の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本研究科が法曹養成の機関であることに鑑み、本研究科では、弁護士等の実務家、あるいは、他大学の研究者等、高度の専門知識を有する学外関係者からの評価を受ける仕組みを整えている。予習レポートの負担軽減を図ったり、学生面談でも各学生の得手不得手を確認したり、前述したように、レジュメに司法試験問題を挿入した

り等の改善をしている。

(1) 四国弁護士連合会の協力による授業参観等

前述の観点8-1-①において説明したとおりである。

(2) 外部評価委員による評価

平成19年度からは、本研究科独自の自己評価制度を設け、香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第4条に基づき、外部評価委員の検証を受けることとした。弁護士等の実務家ならびに学外の研究者を外部評価委員とした授業視察等を含む外部評価を受けるものであり、外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者の計3人からなり、自己点検・評価書の書面調査、実地調査を行うこととなっている。外部評価委員による評価結果については、これを公表するとともに、必要と考えられる改善等につき本研究科で検討した結果等についても公表することとしている。《資料8-1-3-1》

《資料8-1-3-1》 外部評価に関する規定

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

(外部評価)

第4条 自己点検・評価は、外部評価委員による検証を受けるものとする。ただし、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた後に最初に実施する自己点検・評価においては、この検証を受けないこととすることができる。

2 外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者とし、研究科長が委嘱する。

3 外部評価委員は、3人とする。

4 外部評価委員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 本研究科がまとめた自己点検・評価報告書の書面調査

(2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査

(3) 前2号の調査結果の報告

平成23年8月に実施した本研究科の自己点検・評価について、法科大学院の長を経験した他大学の副学長と四国弁護士会連合会から推薦された弁護士2人を外部評価委員に委嘱し、10月及び11月に検証を受けた。《資料8-1-3-2》

《資料8-1-3-2》 外部評価委員名簿

岡 義博	弁護士（香川県弁護士会所属）
野々木 靖人	弁護士（徳島弁護士会所属）
三宅 孝之	国立大学法人島根大学理事・副学長

【分析結果とその根拠理由】

四国弁護士会連合会の協力による弁護士の授業参観・教員との意見交換会、本研究科独自の自己評価システムに基づく外部評価により、学外関係者の意見を聴取し、その評価を受け、これらが教育の状況に関する自己点検・

評価に反映される仕組みを整えているから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

四国弁護士会連合会の協力による弁護士の授業参観後の意見交換では、参観授業についてより質の高い授業を実施するための具体的な改善の提案等もある。また、他のロースクール修了の弁護士からの助言もあり、第三者から見た客観的な助言に基づき授業改善を行っている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FD・教育改善委員会が主催する全体FD研究会では、学生による授業評価アンケート結果も議題とし、これを通じて、学生のニーズを把握し、必要な改善を教員全体で検討することが可能となっている。学生による授業評価アンケートにおいては、択一型のアンケートに加え、教材等に関する事項、授業方法に関する事項、教員に関する事項等のほか、学生側が自由に記述できる欄を設けており、これにより、学生のニーズをより具体的に把握することが可能となっている。また、学生との個人面談で出された様々な要望・意見も全体FD研究会において検討されている。また、自由記載欄の内容は、筆跡により学生が特定されて成績評価において不利益を受けないように、外注している。学生から予習時間についての要望が多かったため、必修科目を中心に各授業における学生の予習時間を把握し、予習課題の現況を明らかにした上で、今後の予習課題の課し方を議論し、一科目につき予習復習を合計して三時間以内となるような課題を提供するというのを、FD会議の場に置いて共通の認識を確認するなどの対応をした。

観点 8-1-①において説明したように、全体FD研究会や四国ロースクール四国弁連共同FD研究会が定期的で開催されて、教員同士や弁護士との自由な意見交換を継続して行っており、また、検討テーマに応じて、公法系・民事法系・刑事法系の科目領域ごとのFD会議を適宜実施することにより科目領域ごとの特性に応じた議論や検討もされている。

【分析結果とその根拠理由】

全体FD研究会における授業評価アンケート結果の分析等、あるいは、教員同士や弁護士との自由な意見交換により、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本研究科の教育支援については、法学部・経済学部事務課学務第一係は本研究科と法学部の学務及び入試の事

務とともに担当しているが、そのうち1人は本研究科の学務を重点的に担当している。

本研究科は教育補助者として1名の事務補佐員を置いている。当該事務補佐員はIT関連の業務が中心となるため、採用要件としてIT関連のスキル・経験を条件としており、また、採用後については、関係する委員会・教員から個別の指示を行い、実際の業務に携わるに際して支障のないようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

学務第一係および事務補佐員においては、本研究科の教務委員会をサポートし教務の業務を担当している。事務補佐員に対しては、必ずしも、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているとはいえない。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

全体FD研究会や四国ロースクール四国弁連共同FD研究会が定期的開催されて、教育の質の向上・改善に役立っている。

【改善を要する点】※改善計画を含む。

教育補助者の資質の向上を図るための取組が不十分であり、今後は、各種シンポジウム等に参加する機会を設けることにする。

基準9 学部・研究科の管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到る状況】

本研究科は、多様で豊かな知識と経験を備え法的考察力を有する法曹を養成するために、理論的かつ実践的な教育を行うことを目的にしている。本研究科は、次のように独自の教授会及び専任の長である研究科長を中心にして、そのような法科大学院の教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有している。

本研究科に関する重要事項を審議するために、国立大学法人香川大学組織規則第24条及び香川大学大学院学則第11条に基づき、独自の教授会を置いている。教授会は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程第2条に基づき、本研究科の専任の教授及び准教授をもって組織し、本研究科の専任教員とみなされる者も、その構成員としている。《資料9-1-1-1》

《資料9-1-1-1》 教授会設置の根拠

国立大学法人香川大学組織規則

(教授会)

第24条 第14条第1項の学部及び第15条第2項の研究科に、それぞれ教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

香川大学大学院学則

(研究科教授会)

第11条 教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、農学研究科、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ研究科教授会を置く。

2 前項の教授会に関し必要な事項は、別に定める。

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

(組織)

第2条 教授会は、主として香川大学・愛媛大学連合法務研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究を担う教授及び准教授(以下「教員」という。)をもって組織する。

2 前項の教員(みなし専任を含む。)は、香川大学所属の教員及び愛媛大学所属の教員とする。

教授会は、同規程第3条により、本研究科の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等を審議決定しており、定例教授会は、原則として月1回開催している。《資料9-1-1-2》

《資料9-1-1-2》 **連合法務研究科教授会の審議事項**

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

(審議事項)

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程その他の制定又は改廃に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員の人事(主担当教員の決定を含む。)に関する事項
- (6) 自己点検及び評価に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) 教育課程の編成に関する事項
- (9) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (11) その他本研究科長(以下「研究科長」という。)が必要と認める教育又は研究に関する重要事項

2 前項の主担当教員とは、主として本研究科の教育研究を担う教員をいう。

円滑な運営に資するため、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程第4条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長からなる研究科運営会議を置き、研究科長を補佐し、教授会から付託された事項についても審議できる。本研究科の教員人事の重要事項も、平成23年4月から研究科運営会議において審議することとし、従来設置していた人事委員会を廃止した。研究科運営会議は毎月1回開催することを、原則としている。《資料9-1-1-3》

《資料9-1-1-3》 **研究科運営会議**

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程

(研究科運営会議)

第4条 円滑な研究科運営に資するために、本研究科に研究科長を補佐する運営会議を置く。

2 運営会議は、本研究科における次の事項について審議する。

- (1) 教授会から付託された事項
- (2) 教育研究及び運営に関する基本的事項
- (3) 評価に基づく改善
- (4) 予算、その他重要な特別経費に関する事業等の原案及び執行計画
- (5) 教員人事の基本方針及び基準に関する事項
- (6) 教員の任用計画、その他教員の任用に関する事項
- (7) その他第5条から第7条及び第9条の各委員会の職務に属さない事項の具体化及び実施並びに教員人事に関する重要事項

3 運営会議は、研究科長、副研究科長及び第7条の各専門委員会の委員長並びにこその他研究科長が必要と認めた者をもって組織し、研究科長を議長とする。

本研究科の校務をつかさどるために、香川大学運営規則第5条に基づき専任の長である研究科長を置いている。
 ≪資料9-1-1-4≫

≪資料9-1-1-4≫ **研究科長配置の根拠**

香川大学組織運営規則

(研究科長)

第5条 本学の研究科に、研究科長を置く。

2 (略)

3 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の研究科長は、当該研究科の教育研究を担う教授をもって充てる。

4 研究科長は、本学の運営方針に基づき、当該研究科の校務をつかさどる。

研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第3条に基づき、副研究科長2人を置いている。なお、副研究科長は平成21年度から2人に増員し、従来の愛媛大学所属の教員から選任される1人に加え、香川大学所属の教員からも1人を選任することにした。≪資料9-1-1-5≫

≪資料9-1-1-5≫ **副研究科長**

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程

(副研究科長)

第3条 本研究科に副研究科長1人又は2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

3 副研究科長候補者は、本研究科教授会(以下「教授会」という。)を構成する教員(研究科長を除く。)から研究科長が指名し、学長に推薦する。

4 副研究科長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、その任期の終期は、研究科長の任期の終期を超えないものとする。

本研究科の管理運営の事務組織は、教育研究組織4部局(連合法務研究科、法学部、経済学部、地域マネジメント研究科)の事務を担当する法学部・経済学部事務課が行う体制となっている。

法学部・経済学部事務課には、事務課長を総括者にして、事務課長補佐2人(庶務・会計関係及び学務関係各1人)、総務係9人、学務第一係4人(連合法務研究科及び法学部担当)、学務第二係6人(経済学部及び地域マネジメント研究科担当)及び就職・留学生担当3人が配置されている。総務係は庶務及び会計の業務を、本研究科等関係4部局について一体的に担当しているが、事務課長補佐1人は本研究科の事務を重点的に担当する職責も負う。学務第一係は連合法務研究科と法学部の学務及び入試の事務をともに担当しているが、そのうち1人は連合法務研究科の学務を重点的に担当している。

本研究科が学生数において小規模であること、財政規模を考慮すると、このような人数の事務体制をとらざるをえない。ただし、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分な人数及び体制とはいえず、事務量においても教員に負担がかかっているのが現状である。

(2) 危機管理

香川大学全体としては、危機管理の一環として、危機管理に関する規則、規程、マニュアル等を香川大学のホームページで公表(http://www.kagawa-u.ac.jp/public/rule/crisis_management/)して、その周知徹底を図っている。平成18年策定の「香川大学危機管理基本マニュアル」、平成24年改訂の「地震、風水害(台風)、不審者、火災の対応マニュアル」などがある。《資料9-1-1-5》

本研究科においては、危機管理について原則として大学全体の規則、規定、マニュアルに従うことになる。もともと、学生に関する事象が重要であると認識しており、個人面談を定期的に行っていることから、各個人面談担当者から運営会議・教授会等で問題を把握・検討するようにしている。その他のリスクについては、基本的に運営会議で対応することになり、具体的な危機管理マニュアルは策定していない。

《資料9-1-1-5》 香川大学の危機管理

・ ホーム) 情報公開) 規則等) 危機管理

危機管理

香川大学が日々取り組んでいる危機管理の一環として、本学が定めた危機管理に関する規則、規程、マニュアル等を紹介します。



湧水対策マニュアル改正 250807 (PDF:278KB)



新型インフルエンザ等対策行動マニュアル改正 250725 (PDF:290KB)



地震・風水害(台風)・不審者・火災の対応マニュアル改正 240501 (PDF:1427KB)



香川大学危機管理基本マニュアル改正 240501 (PDF:9989KB)



香川大学危機管理基本マニュアル改正 230401 (PDF:15364KB)



香川大学危機管理基本マニュアル(抜粋)改正 220708 (PDF:97KB)



香川大学危機管理基本マニュアル(抜粋)改正 211022 (PDF:96KB)



国立大学法人香川大学危機管理規則 (PDF:104KB)



香川大学危機管理基本マニュアル (PDF:5393KB)



国立大学法人香川大学防災管理規程 (PDF:123KB)

出典: http://www.kagawa-u.ac.jp/public/rule/crisis_management/より

本研究科が関与する幸町キャンパスの危機管理については、平成25年7月29日に「各キャンパスBCP策定にかかる対象教職員向け勉強会」が開催され、同年10月9日には、第1回の「香川大学幸町キャンパス事業継続計画策定等専門委員会」も開催されて、平成25年度末までに、被害想定シナリオとして南海・東南海地震発生による震度6強（5分間）を前提とする事業継続計画を策定することになっている。

<別添資料>

- ・ 事務組織図
- ・ 「第1回香川大学幸町キャンパス事業継続計画策定等専門委員会」の議題及び資料

【分析結果とその根拠理由】

本研究科では、教授及び准教授から構成される独自の教授会及び専任の長である研究科長を中心に、研究科長を補佐する研究科運営委員会及び副研究科長を設置して独自の管理運営の仕組みを有しているから、管理運営の組織は適切な規模と機能を持っている。

事務は、4部局を担当している法学部・経済学部事務課が行う体制となっている。現在の人員による事務体制で対応が厳しい側面があるが、本研究科が学生数において小規模であること、財政規模を考慮すると、このような人数の事務体制をとらざるをえない。ただし、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分な人数及び体制とはいえ、事務量においても教員に負担がかかっているのが現状である。

本研究科が関与する幸町キャンパスの危機管理については、動き始めたところであり、本格的な体制作りはこれからである。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-1-②： 学部・研究科の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生のニーズは、学生による授業評価アンケート、オフィスアワー、個別学生面談などにより把握し、全体FD研究会で検討され、必要に応じて各種委員会、研究科運営会議及び教授会でも審議され、管理運営に反映されている。また、全学の「なんでも相談窓口」により学生のニーズを把握する体制もとられている。

学生への授業評価アンケートはFD・教育改善委員会が実施し、これを分析、検討して授業改善の資料として提供し、教員による全体FD研究会で組織的な授業改善に取り組んでいる。

オフィスアワーは、専任教員ごとに主に授業終了後の時間帯に設定し、個々の学生の相談に応じている。また、全学年の学生を対象に、個々の学生につき学生面談を実施している。最近では、毎年前期と後期に実施し、学習の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望等の事柄を含めて面談を実施し、全体FD研究会でその内容を報告しあい、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。平成19年5月からは、対象学生を固定して全教員が分担して相談・指導に当たる指導教員制を採用していたが、平成24年度からは学生数も少ないことから、一学年全体を把握できるように、主任制（1名と副主任2名）に改めた。学生は、オフィスアワー、学生面談以外にも、しばしば教員の研究室を訪問し、各教員に諸種の要望を伝えている。

さらに、学生が心理的にも各教員へアクセスしやすいようにするために、新入生との懇談会を、例年4月下旬～5月上旬の間に開催している。

教職員のニーズは、観点9-1-①で説明したように、本研究科に設置された教授会、研究科運営会議、各種委員会（いずれも事務が参加している）を通じて把握し、管理運営に反映されている。

この他、入学志願者のニーズは、入試説明会での質疑、アンケートにより把握し、入試・広報委員会で検討を加えて、管理運営に反映されている。

四国弁護士会連合法科大学院支援委員会の弁護士を中心とする弁護士とは、毎年、授業参観のあと意見交換会を開催し、授業内容・方法に関する意見及びその他のニーズを把握し、全体FD研究会、研究科運営会議等で検討を加えて、管理運営に反映させている。

<別添資料>

- ・ 授業アンケート結果、記述欄回答例、フィードバック・システム要項
- ・ 全体FD研究会記録
- ・ 四国弁護士会連合会との共同FD記録
- ・ オフィスアワー表
- ・ 学生指導教員一覧（個別面談の担当教員一覧）及び主任・副主任者

【分析結果とその根拠理由】

事務職員も参加する教授会や各種委員会における教職員の意見、全体FD研究会における教員の意見、個人学生面談などを通じての学生からの意見、四国弁護士会連合会との共同FD研究会における弁護士からの意見を聴取して検討しているから、研究科の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-2-①： 学部・研究科の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

(1) まず、全学的には、平成23年度に教員組織の改編があり、実施要領に変遷があるため、ここでは、最新の平成24年度実績のものについて平成25年度に実施する内容についての状況を検討する。これは、平成23年度実績のものと同様である。《資料9-2-1-1》

《資料9-2-1-1》 教員活動評価実施依頼

平成25年3月19日

各学部長

各研究科長

教育・学生支援機構長

殿

図書館・情報機構長

産学官連携推進機構長

インターナショナルオフィス長

保健管理センター所長

(cc. 各研究院長、機構の下に置く各センター長、
関係評価事務担当者)

評価・社会連携担当理事

大 平 文 和

教員の活動に係る自己点検・評価の実施について

日頃から、本学の評価業務にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、教員の活動に係る自己点検・評価（以下「教員の活動評価」という。）について、下記のとおり実施要領等を送付いたしますので、貴下所属の教員に配付の上、実施要領及び年間スケジュールに沿って実施されますようお願いいたします。

平成25年度に実施する教員の活動評価については、学部又は研究科（以下「学部等」という。）を主担当とする教員については各学部等の長が評価を行い、図書館、学内共同教育研究施設、インターナショナルオフィス、保健管理センター（以下「センター等」という。）を主担当とする教員についてはセンター等を所掌する理事又は副学長（保健管理センターにあつては、所長）が評価を行います。評価者は、結果を学系長に提出し、学系長は学系会議でその結果を確認後、学長に報告します。

また、香川大学基礎情報DBシステムに入力したデータを抽出し、各教員が評価者に提出する各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成することができますので、活用いただきますよう各教員に周知方よろしくお願いいたします。（<https://kbds.ceda.kagawa-u.ac.jp/kudb/index.jsp> ※セキュリティの都合上、接続を学内に限らせて頂いております。）

記

[送付資料]

- ・資料1 教員の活動に係る自己点検・評価実施要領
- ・資料2 総合評価様式
- ・資料3 総合評価年間スケジュール
- ・参考資料1 KBDS入力項目と総合評価出力様式の対応関係
- ・参考資料2 教員の活動評価Q&A

教育の評価領域、研究の評価領域、社会貢献の評価領域、運営の評価領域に分けて評価項目、評価基準及び評価方法が定められている。

教育の評価領域における評価項目は、教育活動に関する自己点検、FDに関する自己点検及び学生による授業評価（以下「授業評価」という。）結果を参考にした自己点検の項目とし、研究の評価領域における評価項目は、学部等、及びセンター等を所掌する理事等で以下に掲げる研究の基本評価項目を参照し、専門性を考慮して設定する項目とし、社会貢献の評価領域における評価項目は、学部等、及びセンター等を所掌する理事等において、

一定の社会貢献の基本評価項目を参照し、学部等及びセンター等の特性を考慮して設定する項目とし、運営の評価領域における評価項目は、運営の基本評価項目としている。

教育の評価領域における評価基準は、授業の充実に向けて努力しているかどうかであり、研究、社会貢献及び運営の評価領域における評価基準は、学部等、およびセンター等を所掌する理事等で設定したものによる。

教育の評価領域における活動評価は、教員の場合は教育活動に関する自己点検、FDに関する自己点検、授業評価結果を参考にした自己点検を行い、それぞれの自己点検書を作成し、年度始めに学部等の長又はセンター等を所掌する理事等に提出する方法により、研究の評価領域における活動評価は、教員の場合は、過去直近3年度分の研究活動実績書を作成し、年度始めに学部等の長又はセンター等を所掌する理事等に提出する方法により、社会貢献の評価領域における活動評価は、教員の場合は、前年度の社会貢献活動実績書を作成し、年度始めに学部等の長又はセンター等を所掌する理事等に提出する方法により、運営の評価領域における活動評価は、教員の場合は、前年度の運営活動実績書を作成し、年度始めに学部等の長又はセンター等を所掌する理事等に提出する方法により行う。なお、香川大学基礎情報DBシステムに入力したデータを抽出し、各教員が評価者に提出する各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成することができる体制ができています。

(2) つぎに、本研究科独自のものであるが、平成18年度まで、FD研究会や臨時に設置した教育課程等検討委員会において、本研究科の教育の実施状況を点検・評価してきた。また、教員活動評価の実施（評価・FD委員会が準備等を行い、研究科運営会議が審議して、研究科長が評価を決定する。）と連動して、研究科運営会議が教育活動状況の自己点検・評価を進めてきた。平成19年度からは、自己点検・評価の対象を連合法務研究科の活動全体に広げ、かつ、実施体制をいっそう明瞭にするために、新たに規程を設け、自己点検・評価委員会を組織して自己点検・評価を行い、その結果を公表することとした。すなわち、本研究科は、教育件水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成することを目的にして、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうために、香川大学大学院学則第3条に基づき、平成19年4月1日から、連合法務研究科自己点検・評価規程を施行した。そして、自己点検・評価委員会については、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程第6条に規定している。《資料9-2-1-2》《資料9-2-1-3》

《資料9-2-1-2》 自己点検・評価項目

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

(自己点検・評価項目)

第2条 自己点検・評価は、次の事項について行う。

- (1) 本研究科の理念・目的及び基本組織
- (2) 教育内容・方法等
- (3) 学生の支援体制
- (4) 入学者選抜
- (5) 教員組織
- (6) 管理運営
- (7) 自己点検・評価
- (8) 施設・設備及び図書等
- (9) 研究活動の状況
- (10) 社会への貢献等

(自己点検・評価の実施組織)

第3条 自己点検・評価は、本研究科自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)が実施する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価)

第4条 (省略)

(自己点検・評価の実施及び公表)

第5条 自己点検・評価は、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年度から2年目に当たる年度及び4年目に当たる年度に実施する。

2 自己点検・評価の結果は、公表する。

《資料9-2-1-3》 自己点検・評価委員会

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程

(自己点検・評価委員会)

第6条 本研究科の教育研究活動等の自己点検・評価を実施するために、自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、研究科長、副研究科長、教務・設備委員長、入試・広報委員長、FD・教育改善委員長、地域連携委員長及び法学部・経済学部事務課長をもって組織する。

3 自己点検・評価委員会は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程に基づき、本研究科の自己点検・評価を実施する。

4 自己点検・評価委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

7 自己点検・評価委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

8 自己点検・評価委員会の事務は、法学部・経済学部事務課において処理する。

9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

なお、この自己点検・評価とは別個に、本研究科は、平成19年6月20日に続けて、平成22年3月31日にも自己点検評価書を作成し、本研究科のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/>) 上に、pdf形式で公表している (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/pdf/jikotenken2007.pdf>及び <http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/pdf/jikotenken2009.pdf>)。

<別添資料>

- ・ 教員の活動に係る自己点検・評価実施要領

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われている。香川大学基礎情報DBシステムに入力したデータを抽出して、各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成することができる体制ができており、本研究科独自にも、自己点検・評価委員会が中心になって、根拠となる

資料とデータ等に基づいて自己点検・評価を行っているからである。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-2-②： 学部・研究科の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

平成19年度からは、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第4条により、外部評価委員の検証を受けることにした。外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者、合計3人とする。外部評価委員は、自己点検・評価書の書面調査、実地調査を行い、その調査の結果を報告する。《資料9-2-2-1》《資料9-2-2-2》

《資料9-2-2-1》 **外部評価委員による評価**

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第4条

(外部評価)

第4条 自己点検・評価は、外部評価委員による検証を受けるものとする。ただし、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた後に最初に実施する自己点検・評価においては、この検証を受けないこととすることができる。

- 2 外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者とし、研究科長が委嘱する。
- 3 外部評価委員は、3人とする。
- 4 外部評価委員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 本研究科がまとめた自己点検・評価報告書の書面調査
 - (2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査
 - (3) 前2号の調査結果の報告

《資料9-2-2-2》 **外部評価委員**

平成19年度の場合

岡田 雅夫	国立大学法人岡山大学副学長
宇都宮 嘉忠	弁護士（愛媛弁護士会所属）
南 正	弁護士（高知弁護士会所属）

平成23年度の場合

岡 義博	弁護士（香川県弁護士会所属）
野々木 靖人	弁護士（徳島弁護士会所属）
三宅 孝之	国立大学法人島根大学理事・副学長

平成 19 年度と平成 23 年度に行った外部評価委員による調査の結果報告書である評価報告書も、本研究科のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/>) 上に、pdf 形式で公表している

(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/pdf/gaibuhyoka2007.pdf> 及び
<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/pdf/h23gaibuhyouka.pdf>)。

また、四国弁護士連合会の協力による授業参観等の実施後における意見交換会も、外部者による評価といえるのであり、前述の観点 8-1-①において説明したとおりである。

平成 24 年度実施の法科大学院認証評価において、本研究科は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価に適合しているとの評価を受けている。

(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/info/pdf/ninshou-houkoku2013.pdf>)

そこで認められた主な優れた点としては、

- ・ 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料免除制度が整備されている。
- ・ 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 15 年以上の実務経験を有している。
- ・ 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
- ・ 自習室においては、学生総数と同数以上の自習机が小定積として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく 24 時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

が挙げられ、特色ある点として、

- ・ 四国弁護士会連合会との共同 FD プロジェクトが実施され、授業改善に役立てている。
- ・ 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、他学部卒業生及び社会人について、優先合格枠を設けている。
- ・ 四国弁護士会連合会の強力を得て、就職支援がされており、弁護士となった者の地元定着率が高い。

が挙げられている。留意すべき点としては、

- ・ 成績評価の考慮要素について、1 授業科目において課題を全員満点としていることから、一律な成績評価にならないよう、少人数であることに留意しつつ、成績評価の在り方を含めたさらなる検討・改善を図り、全教員に周知徹底するよう努めること。

が挙げられている。改善すべき点としては、

- ・ 司法試験の合格率が低い水準にとどまっており、改善措置がまだまだ十分な成果を上げていないため、十分な点検及び評価とその結果を踏まえた、教育活動等の実効的な改善措置が講じられる必要がある。
- ・ 法曹養成という法科大学院の目的に照らし、司法試験の合格状況は低い水準にあるため、教育の理念及び目標の達成地域からの期待を踏まえた、抜本的な司法試験の合格状況の改善措置を講ずる必要がある。

と指摘されている。

【分析結果とその根拠理由】

学部・研究科の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われている。外部評価は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第 4 条に基づき 2 度実施され、四国弁護士連合会の協力による授業参観等の実施後における意見交換会も外部評価と評価できる。

平成 24 年度実施法科大学院認証評価において、本研究科は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合しているという評価を受けた。

以上のことから、本観点を満たしていると判断できる。

観点9-2-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

本研究科の自己点検・評価においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等を明らかにしている。

改善が必要と認められる事項については、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第6条により、研究科長が、速やかに運営会議に諮って、関係する専門委員会等又は個人に改善を指示し、指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善することとしている。具体的には、平成24年度実施法科大学院認証評価報告を受けて、本研究科では、留意すべき点を教員全員に周知するとともに、各専門分野系FD会議において、成績評価に関して適性かつ厳格な評価が行われているかの点検を徹底している。また、改善すべき問題点として指摘されている司法試験合格率についても、引き続きFD会議を通して、教員による自主ゼミの強化、授業内容の改善を推進している。

《資料9-2-3-1》 外部評価委員による評価

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程第6条

(自己点検・評価結果に基づく改善)

第6条 研究科長は、自己点検・評価の結果により必要と認められる教育活動等の改善事項について、速やかに運営会議に諮り、関係する専門委員会等又は個人に、改善を指示する。

2 前項において指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善する。

【分析結果とその根拠理由】

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程の定めに従って、行動しており、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

法科大学院認証評価のための自己点検・評価に加えて、連合法務研究科独自の自己点検・評価を実施、公表、外部評価委員の検証を受けている。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

事務量の割には、事務職員が少ないのではないかとと思われる。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-1-①： 学部、研究科の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本研究科の目的等については、観点 1-1-②において説明したとおりであり、それらは、本研究科のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/outline/concept.html>) で簡潔に、より詳しい内容を記載している。また、自己点検報告書も、本研究科のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/fd/>) で学内外に公表・周知されており、さらに学生に対しては、毎年度配付される紙ベースでの修学案内の最初に掲載して周知している。《資料 10-1-1-1》

《資料 10-1-1-1》 連合法務研究科の教育の理念及び目標

(2) 教育の理念及び目標

(ア) 親身に地域住民の生活を支える法曹の養成

法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等である。法科大学院は、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念として、司法試験・司法修習と有機的に連携させて理論と実務を架橋する教育を行う教育機関である。その教育においては、公平性・開放性・多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることが特に求められている。

連合法務研究科は、このような法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力などを基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標とする。

互いに気心を知り合える少人数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手間ひまをかけて教育し、地域に親しみ活躍する法曹を数多く養成する。

連合法務研究科は、香川大学及び愛媛大学が連合して四国地域に設置されている唯一の法科大学院であり、両大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成を目指している。弁護士過疎地域の多い四国では、住民の裁判を受ける権利の実質的な保障が十分ではない。四国及び全国の隅々まで、国民の裁判を受ける権利が実質的に保障されるために、その問題を抱える四国においてこそ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することが、何よりもまず必要である。

(イ) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹の養成

連合法務研究科は、さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹になることを目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供する。

経済のグローバル化が進み経済活動に法律の根拠が強く求められる中、地域経済活動を支えるためには、四国でもビジネスローに精通した法曹が活躍することが必要である。四国経済の中心である高松市におけるビジネスロー教育の素材と香川大学の人的資源を活用して、地域経済活動を支える法曹を養成する。

それとともに、香川大学と愛媛大学の教育研究の実績を生かして、環境保全活動を推進する法曹を養成する。

出典：平成25年度修学案内1～2頁より

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の目的は、教育の理念・目標として、本研究科のホームページ上で学内外に適切に公表・周知されている。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-1-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

入学受入方針は、本研究科のホームページの「入試情報」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/exam/>)及び学生募集要項において「アドミッション・ポリシー」として公表・周知され、教育課程の編成・実施方針は、本研究科のホームページの「本研究科での学び」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/curriculum/>)及び学生に年度始めに配付する修学案内にも掲載して公表している。《資料10-1-1-1》

そして、カリキュラム・ポリシーも定められた（前述した《資料5-4-1-2》）。

《資料10-1-1-1》 **開設授業科目群の内容**

①基礎科目群、基礎演習科目群および基幹科目群により、まず法的基礎知識を修得して法的思考力の基礎を形成し、総合演習科目群により法的思考力を向上させる（これらの科目群は設置基準等という法律基本科目群に当たる。）。②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。③また、基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、④さらに、展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げる

① 法律基本科目群

法律基本科目群に当たるものを、基礎科目群、基礎演習科目群、基幹科目群および総合演習科目群に分け、3年コースは、基礎科目群を1年次および2年次に、基幹科目群を2年次および3年次に必修科目として配当し、基礎演習科目群を1年次に、総合演習科目群を3年次に選択必修科目として配当する。2年コースは、既修者試験の出題範囲から除外された分野の基礎科目群を1年次に、基幹科目群を1年次および2年次に必修科目として配当し、総合演習科目群を2年次に選択必修科目として配当する。

(a) 基礎科目群

基礎科目群は、3年コース1年次および2年次、2年コース1年次に配当され、下記18（各2単位）の授業科目（公法系4科目、民法系11科目、刑事法系3科目）により構成される。これらの科目においては、実定法に関する基本的な法律知識を修得するために、基礎的理論的教育を行う。

憲法(1)、憲法(2)、行政法(1)、行政法(2)、民法(1)、民法(2)、民法(3)、民法(4)、民法(5)、民法(6)、民事訴訟法(1)、民事訴訟法(2)、商法(1)、商法(2)、商法(3)、刑法(1)、刑法(2)、刑事訴訟法
【計18科目 36単位】

(b) 基幹科目群

基幹科目群は、3年コース2年次、2年コース1年次に配当され、下記10（各2単位）の演習方式の授業科目（公法系2科目、民法系5科目、刑事法系3科目）により構成される。これらの授業科目においては、理論的問題点を掘下げるとともに、かかる問題点につき実務的にはどう処理されるべきか、あるいは実務上どのように評価されているのかを体得する能力を身につけるため、法的知識を駆使する訓練を行う。

一部の授業科目には、弁護士の非常勤講師が参加する。民事訴訟法に関する1つの授業科目（民事法演習（5））は、基本的に研究者教員と実務家教員とが共同で担当する。

公法演習（1）、公法演習（2）、民事法演習（1）、民事法演習（2）、民事法演習（3）、
民事法演習（4）、民事法演習（5）、刑事法演習（1）、刑事法演習（2）、刑事法演習（3）

【計10科目 20単位】

(c) 基礎演習科目群

基礎演習科目群は、3年コース1年次に配当され、下記6（各1単位）の授業科目（公法系2科目、民法系2科目、刑事法系2科目）により構成される。これらの授業科目においては、講義方式の基礎科目群の授業科目によるだけでは十分に修得できない法的知識・能力を、演習方式によるきめ細やかな教育により補完するとともに、2年次における演習科目（基幹科目群）への架橋を図る。

公法基礎演習（1）、公法基礎演習（2）、民事法基礎演習（1）、民事法基礎演習（2）、
刑事法基礎演習（1）、刑事法基礎演習（2）

【計6科目 6単位】

(d) 総合演習科目群

総合演習科目群は、3年コース3年次、2年コース2年次に配当され、下記6（各1単位）の授業科目（公法系2科目、民法系2科目、刑事法系2科目）により構成される。これらの授業科目においては、具体的な事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的として、基本的に実体法・手続法の研究者教員と実務家教員とが共同で演習を担当することにより、複数の視点から事案の多面的検討を行なう。これにより法的・論理的思考力、および法律論としての説得力の養成を図る。

公法総合演習（1）、公法総合演習（2）、民事法総合演習（1）、民事法総合演習（2）、
刑事法総合演習（1）、刑事法総合演習（2）

【計6科目 6単位】

② 実務基礎科目群

実務基礎科目群は、下記13の授業科目により構成される。これらは、訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、クリニックを取り込んだ授業科目であり、実務に接近した体験的な教育を行い、理論と実務の架橋教育を目的とする。

「法律情報処理」（1単位）は、すべての科目の履修を前提として必要な知識と技能を修得させる授業科目であり、入学直後、全学生の集中的な履修を予定している。

「実務講座」（2単位）は、学生を早期に各種の法律相談、裁判所、その他の法律実務の現場を体験させ、実務のあり方を認識させる授業科目である。実務見学を通じて実務の具体的なイメージを早期に形成させ、法律基本科目群の履修の効果を高めるための授業科目であるため、1年次後期の履修を予定している。また、教育効果を考慮し、1学年の履修者を2クラスに分

けたうえで、授業を行う。

「要件事実論」、「刑事訴訟実務」、「民事裁判演習」、「刑事裁判演習」(各2単位)は、実務基礎科目群の中心科目であり、司法修習における実務教育への円滑な移行に必要な知識・能力を身につけることを目的とする。このため、基幹科目群の授業科目の履修と同時にまたは履修後に履修できるものとし、「法曹倫理」(2単位)とともに2年次(2年コース1年次)～3年次(2年コース2年次)に配当する。また、教育効果を考慮し、基本的に1学年の履修者を2～3クラスに分けたうえで、授業を行う。

「リーガル・クリニック」は、法律相談を開催し実務の実際を体験する臨床型科目であり、2年次および3年次(2年コース1年次および2年次)の通常の授業期間に2科目(各1単位)、3年次(2年コース2年次)の夏季休業時に1科目(2単位)を配当する。

「エクスターンシップ」は、法律実務を体験することを通じて、理論と実務の架橋を実践する臨床型科目であり、2・3年次(2年コース1・2年次)の通常の授業期間、夏季休業又は春季休業時に、各1単位のもの2科目、2単位のもの1科目を配当する。

(必修)

法律情報処理、実務講座、要件事実論、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事裁判演習、
刑事裁判演習

(選択)

リーガル・クリニック(1)、リーガル・クリニック(2)、リーガル・クリニック(3)、
エクスターンシップ(1)、エクスターンシップ(2)、エクスターンシップ(3)

【計13科目 21単位】

③ 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群は、3年コース1～3年次(2年コース1・2年次)に配当され、下記7(各2単位)の授業科目により構成される。これらの授業科目は、我が国の法律知識だけでは欠落しがちな広い視野に立った判断能力を育成し、幅広い教養を修得させるものであるため、1年次から履修できる。また、2年次(2年コース1年次)以降に履修する場合には、法律基本科目群で学んだ内容の意味を広い視野から検証できる能力を修得することも目的とする。

法哲学、比較司法システム論、日本法史学、刑事政策、政治学(1)、政治学(2)、
特別講義(1)

【計7科目 14単位】

④ 展開・先端科目群

展開・先端科目群は、3年コース2・3年次(2年コース1・2年次)に配当され、下記25(各2単位)の授業科目により構成される。これらの授業科目は、基礎科目及び基幹科目で修得した知識を前提とし、各学生の関心に応じて、さらに特殊な専門的法領域の問題に対処できる素地を形成することを目的とする。

多様な法分野にまたがる選択必修科目であるが、地域に親しみ活躍する法曹を養成するために重要な授業科目と、環境法及びビジネスロー関係の授業科目を重点的に履修することも可能である。

地方自治法、環境法(1)、環境法(2)、環境法演習、労働法、労働法演習、
社会保障法、租税法、金融商品取引法、保険法、知的財産法(1)、知的財産法(2)、
国際私法、倒産法、倒産法演習、経済法(1)、経済法(2)、経済法演習、国際経済法、消費者保護法、国際公
法、精神医療と法、執行・保全法、国際人権法、特別講義(2)

【計25科目 50単位】

出典：平成25年度修学案内3～6頁より

学位授与方針は、「修了要件単位数」として本研究科のホームページの「本研究科での学び」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/curriculum/>)に、年度始めに学生に配付される修学案内のなかの履修要項には「コース別修了要件」として公表・周知されている。《資料10-1-1-2》

《資料10-1-1-2》 修了要件

(2) コース別修了要件

連合法務研究科を修了するためには、3年コースにおいては3年以上、2年コースにおいては2年以上在学し、下表に示した単位を修得しなければならない。

1) 3年コース（標準修業年限3年以上）

区 分	修了要件単位数	必修・選択別
基礎科目群	36単位	必修
基幹科目群	20単位	必修
実務基礎科目群	13単位	必修
基礎演習科目群	3単位以上	選択
総合演習科目群	3単位以上	
実務基礎科目群	2単位以上	
基礎法学・隣接科目群	4単位以上	
展開・先端科目群	12単位以上	
計	93単位以上	

2) 2年コース（標準修業年限2年以上）

区 分	修了要件単位数	必修・選択別
基礎科目群（行政法(1)・(2)および商法(3)のみ）	6単位	必修
基幹科目群	20単位	必修
実務基礎科目群	13単位	必修
総合演習科目群	3単位以上	選択
実務基礎科目群	2単位以上	
基礎法学・隣接科目群	4単位以上	
展開・先端科目群	12単位以上	
計	63単位以上	

出典：平成25年度修学案内2頁より

＜別添資料＞

- ・ 平成25年度修学案内
- ・ 平成26年度 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）学生募集要項

【分析結果とその根拠理由】

紙媒体として在学生に配付される修学案内及び入学試験受験予定者に配付される募集要項において該当項目に

ついて公表・周知し、そして、誰でも閲覧できる本研究科のホームページに該当項目について公表していることより、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されている。

なお、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、公表されていないので、できるだけ早期に公表するようにする。

観点10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

ほとんどが、本研究科のホームページ（<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp>）上に公表されている。《資料10-1-3-1》

《資料10-1-3-1》 ウェブサイト（<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/>）における公表項目

- ・ [トップページ](#) > [サイトマップ](#)
- ・ [ニュース・トピックス](#)
- ・ [研究科紹介](#)
 - 1. [研究科長からのメッセージ](#)
 - 2. [四国ロースクールの概要](#)
 - 3. [四国ロースクールの風景紹介](#)
 - 4. [修了生の活動](#)
 - 5. [ロースクール支援団体](#)
 - 6. [四国ロースクールの無料法律相談所](#)
- ・ [本研究科での学び](#)
 - 1. [教育課程の特色](#)
 - 2. [開設科目](#)
 - 3. [シラバス](#)
 - 4. [時間割](#)
 - 5. [専任教員](#)
 - 6. [兼担・兼任教員](#)
 - 7. [教育支援員](#)
- ・ [入試情報](#)
 - ・ [入試概要](#)
 - ・ [入試日程](#)
 - ・ [募集要項](#)
 - ・ [進学説明会](#)
 - ・ [過去の入試問題](#)
 - ・ [入試個人成績開示](#)

・	パンフレットダウンロード
・	お問い合わせ・資料請求
・	学費・支援制度
・	学費・経済的支援
・	学内の支援制度
・	学外の支援制度
・	情報公開
1.	FD・教育改善&自己点検・評価
・	四国ロースクールのFD・教育改善活動について
・	法科大学院認証評価
・	自己点検・評価活動
1.	年次報告
2.	データ倉庫
3.	社会貢献活動
4.	教員公募
5.	認証評価
・	Q&A
・	入学をお考えの方へ
・	在学生の方へ
・	修了生の方へ
・	教職員の方へ (学内限定)
・	サイトマップ
・	リンク集
・	個人情報保護方針
・	資料請求・お問い合わせ
・	パンフレットダウンロード 
	アクセスマップ

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについては、本研究科のホームページにおける「本研究科での学び」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/curriculum/>)の中の「専任教員」及び「兼任・兼任教員」において、入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することについては、本研究科のホームページにおける「入試情報」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/exam/>)、「情報公開」

(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/>)の中の「データ倉庫」及び「FD・教育改善&自己点検・評価」における「法科大学院認証評価」及び「自己点検・評価活動」において、校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、本研究科のホームページにおける「情報公開」

(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/>)の中の「修学施設・設備」において、授業料、入学科料その他の

大学が徴収する費用に関することについては、本研究科のホームページにおける「学費・支援制度」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/assistance/>) において公表している。

本研究科の社会貢献活動については、本研究科のホームページにおける「情報公開」(<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/information/>) の中の「社会貢献活動」において公表している。「社会貢献活動」は、平成22年度が抜けている。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が、ウェブサイトに公表されている。

ただ、一部抜けていたりする年度がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

ほとんどの項目につき、連合法務研究科のホームページ (<http://www.ls.kagawa-u.ac.jp>) に公表されている。

【改善を要する点】 ※改善計画を含む。

一部抜けている年度がある点は、できるだけ早急に改正する。